

次期学習指導要領等に向けたこれまでの 審議のまとめ 補足資料

目次

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

1. 学習指導要領等改訂の基本的な方向性	3
2. 子供たちの現状	17
3. これまでの学習指導要領等改訂の経緯	27
4. 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策	53

(参考資料)

- ・法令上定められている教育の目的・目標 　・第2期教育振興基本計画
- ・これまで提言された様々な資質・能力 　・OECDとのプロジェクト
- ・資質・能力に関する学術研究や教育実践 　・持続可能な開発のための教育(ESD)について
- ・キャリア教育、情報教育、安全教育に関する答申
- ・資質・能力の枠組みに関する諸外国の動向 　・教育目標の分類学
- ・社会とのつながりを意識した取組の例 　・学校で育てる資質・能力の階層性をとらえる枠組み
- ・知の構造について 　・アクティブ・ラーニングに関する議論について
- ・学習プロセスについて 　・多面的な評価について

第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

1. 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

(1) 幼児教育	112
(2) 小学校	119
(3) 中学校	140
(4) 高等学校	153
(5) 特別支援学校	191
(6) 学校段階間の接続	204

※ 「2. 各教科・科目等の内容の見直し」については、本文第2部の別添資料を参照

第1部

学習指導要領等改訂の基本的な方向性

1. 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

学習指導要領改訂の背景

人工知能が進化して、
人間が活躍できる職業は
なくなるのではないか。

今学校で教えていることは、
時代が変化したら
通用しなくなるのではないか。

子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、
未来の創り手となるために必要な資質・能力を
確実に備えることのできる学校教育を実現する。

より良い学校教育を通じて、より良い社会を作るという**目標を学校と社会が共有**して実現

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、私たち人間に求められるのは、定められた手続を効率的にこなしていくにとどまらず、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、他者と一緒に生き、主体的に判断し、新たな価値を生み出していくことであるということ、そのためには生きて働く知識を含む、これから時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということを、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

学校教育のよさをさらに進化させるため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「**学びの地図**」として、**学習指導要領を示し、幅広く共有**

- ・これから時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込む。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有してカリキュラム・マネジメントが実現しやすくなる。
- ・生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、授業改善の視点（「アクティブラーニングの視点」）を明確にする。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が実現する。

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 詮問(平成26年11月) の概要

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

1. 新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、学習・指導方法の在り方（アクティブ・ラーニング）や評価方法の在り方等

2. 新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

○グローバル社会において求められる英語教育の在り方（小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化）

○国家及び社会の責任ある形成者を育むための高等学校教育の在り方

- ・主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等
- ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し
- ・より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目
- ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善
- ・社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等

など

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

⇒平成28年度中を目途に答申、2020年(平成32年)から順次実施予定

学習指導要領改訂の方向性（案）

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

育成を目指す資質・能力の三つの柱（案）

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

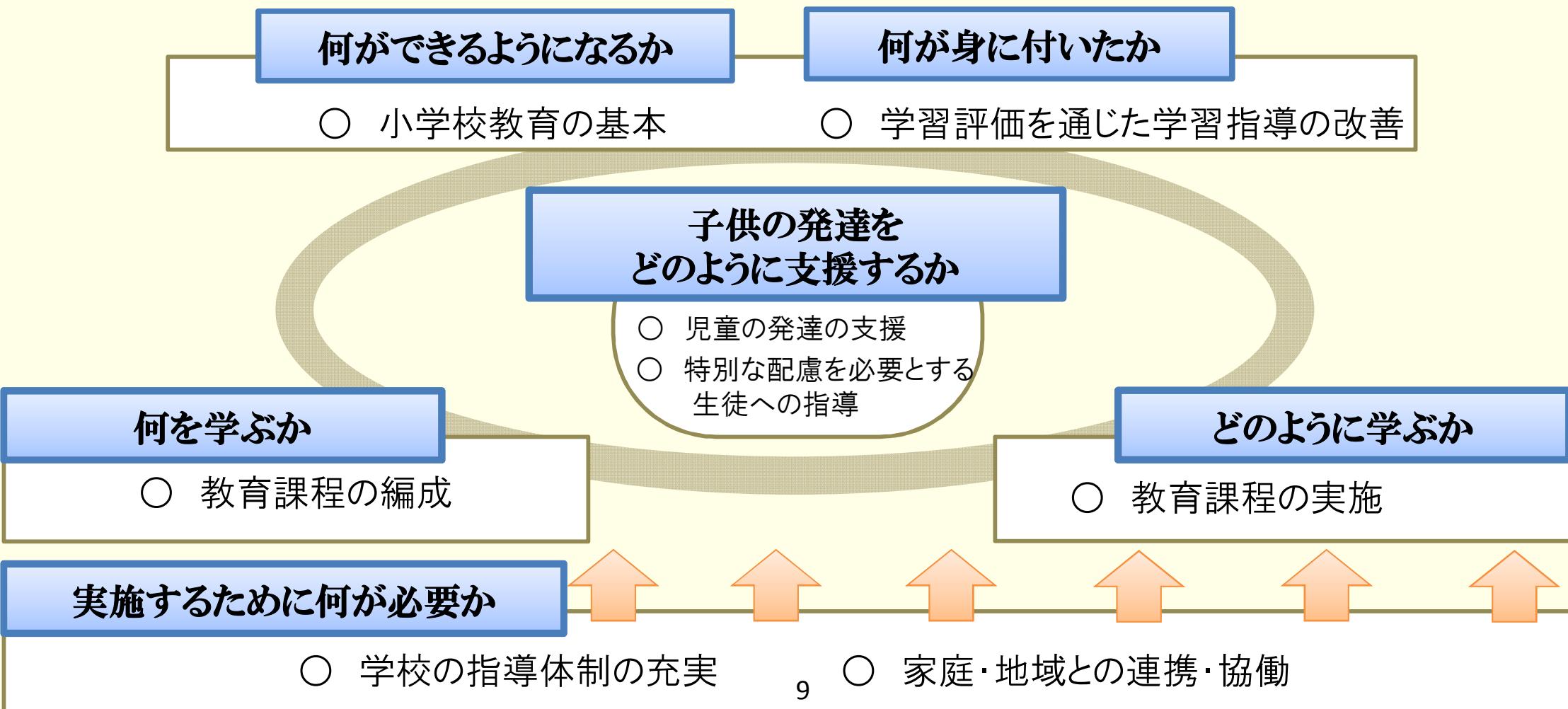
思考力・判断力・表現力等

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの中高生が、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

学習指導要領総則の構造とカリキュラム・マネジメントのイメージ（案）

教育課程の構造や、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブ・ラーニングの考え方等について、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めることができるよう、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から学習指導要領の要であり、教育課程に関する基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。



学習指導要領・総則の改善イメージ

【現行】

第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法等に示された目的・目標や、学力の3要素、道徳教育、体育・健康に関する指導など

第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導、指導の順序の工夫、複式学級の取扱いなど

第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数(週数)、1単位時間の設定、弾力的な時間割など

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導など

2 その他の配慮

- ・言語活動の充実、体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習

- ・学級経営の充実、生徒指導の充実

- ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動、学習課題の選択や自らの将来について考える機会

- ・個に応じた指導の充実、障害のある児童への指導、海外から帰国した児童等への適切な指導

- ・コンピュータ等の情報手段の活用、学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

- ・評価による指導の改善

- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

【改訂イメージ】

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など、改訂が目指す理念

第1 小学校教育の基本

何ができるようになるか

⇒ 教育基本法等に示された教育の目的・目標の達成に向けた教育課程の意義、「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成、育成を目指す資質・能力、カリキュラム・マネジメントの実現

第2 教育課程の編成

何を学ぶか

⇒ 資質・能力を含めた学校教育目標に基づく教育課程の編成、学校段階間の接続、横断的に育成を目指す資質・能力、授業時数等の共通事項 など

第3 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか、何が身に付いたか

⇒ 「主体的・対話的で深い学び」(アクティブラーニングの視点)による資質・能力の育成、言語活動の充実やICTの活動など重要な学習活動 など

第4 児童の発達を踏まえた指導

子供の発達をどのように支援するか

⇒ 学級経営、生徒指導、キャリア教育の充実 など
特別支援教育、日本語指導など特別な配慮必要とする児童への指導

第5 学習活動の充実のための学校運営上の留意事項

実施するために何が必要か

⇒ 学校の指導体制の充実、家庭・地域
との連携・協働

第6 道徳教育推進上の配慮事項

⇒ 全体計画の作成、道徳教育推進教師、指導内容の重点化 など

別表 各教科等の見方・考え方の一覧

○「論点整理」におけるアクティブ・ラーニングの視点

【主体的な学び】

子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

【対話的な学び】

他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。

【深い学び】

習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。

総則・評価特別部会及び各教科等WGの議論を踏まえ、以下のように整理できるのではないか

「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、子供たちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【対話的な学び】

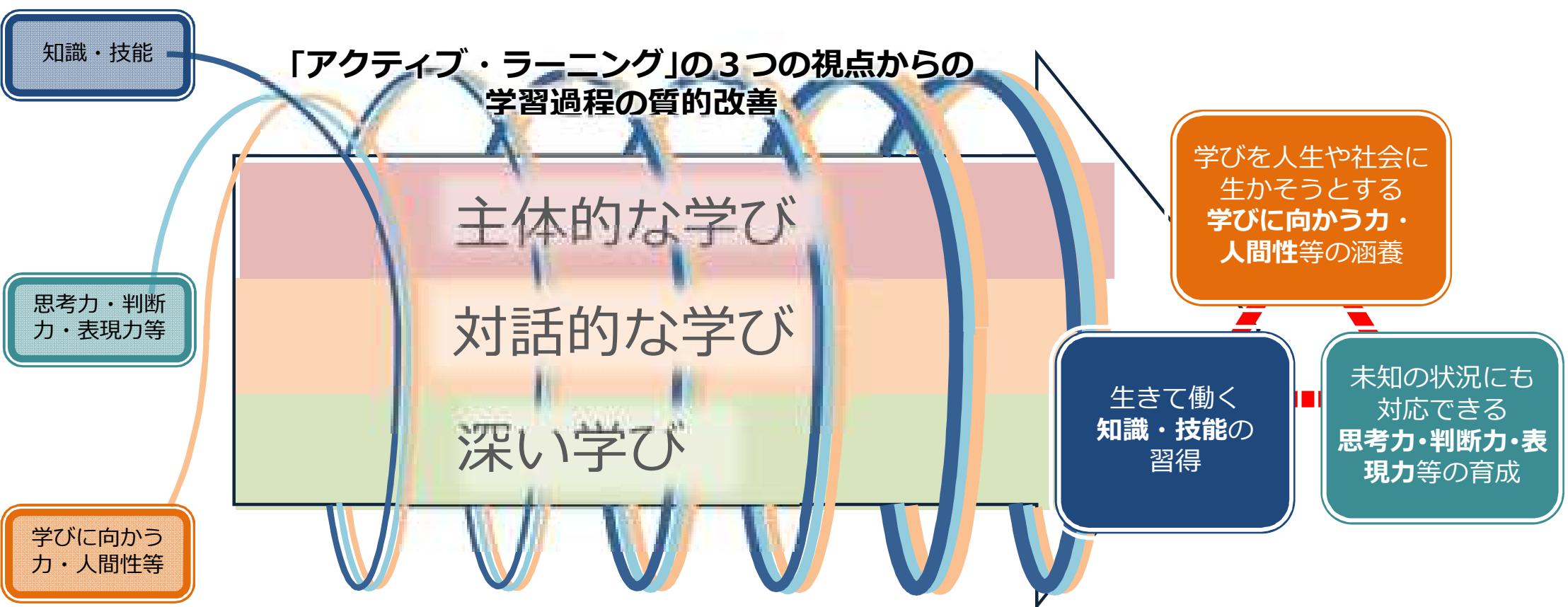
子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【深い学び】

各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問い合わせを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

資質・能力の育成と 主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点）の関係（イメージ）

- ◆ 「アクティブ・ラーニング」の3つの視点を明確化することで、授業や学習の改善に向けた取組を活性化することができる。これにより、知識・技能を生きて働くものとして習得することを含め、育成すべき資質・能力を身につけるために必要な学習過程の質的改善を実現する。
- ◆ 資質・能力は相互に関連しており、例えば、習得・活用・探究のプロセスにおいては、習得された知識・技能が思考・判断・表現において活用されるという一方通行の関係ではなく、思考・判断・表現を経て知識・技能が生きて働くものとして習得されたり、思考・判断・表現の中で知識・技能が更新されたりすることなども含む。



※ 基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合においても、「深い学び」の視点から学習内容の深い理解や動機付けにつなげたり、「主体的な学び」の視点から学びへの興味や関心を引き出すことなどが重要である。

主体的・対話的で深い学びの実現 (「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート(仮称)」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広める
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



【深い学び】

各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問い合わせをして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

【例】

- ・ 事象の中から自ら問い合わせをして、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うを通して集団としての考えを形成したりしていく
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の
4観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿つ
た整理を検討】

学力の3要素
(学校教育法)
(学習指導要領)

知識及び技能

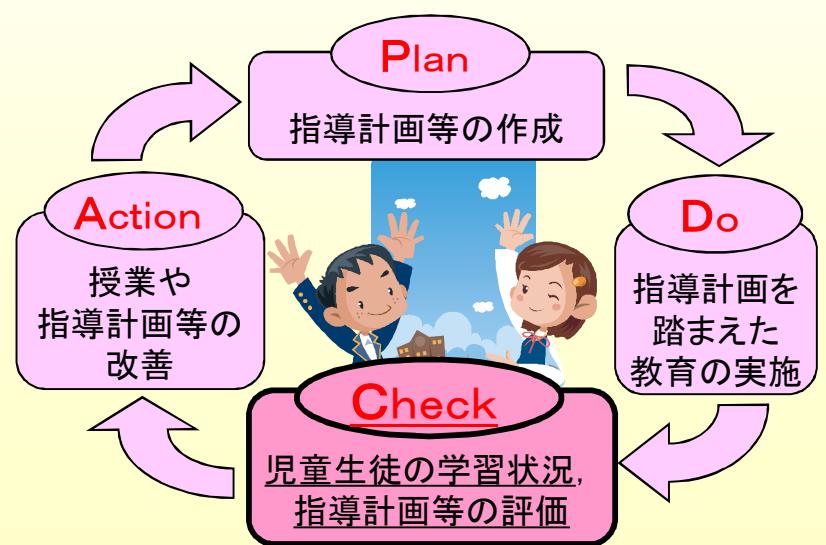
思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



学習評価の改善に関する今後の検討の方向性

各教科等の評価の観点のイメージ

観点（例） ※具体的な観点の書きぶりは、各教科等の特質を踏まえて検討	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各観点の趣旨の イメージ（例） ※具体的な記述については、各教科等の特質を踏まえて検討	（例） ○○を理解している／○○の知識を身に付けている ○○することができる／○○の技能を身に付けている	（例） 各教科等の特質に応じ育まれる見方や考え方を用いて探究することを通じて、考えたり判断したり表現したりしている	（例） 主体的に知識・技能を身に付けたり、思考・判断・表現をしようとしたりしている

（出典） 平成28年3月14日 総則・評価特別部会配付資料

多様な評価方法の例

児童生徒の学びの深まりを把握するために、多様な評価方法の研究や取組が行われている。

「パフォーマンス評価」

知識やスキルを使いこなす(活用・応用・統合する)ことを求めるような評価方法。

論説文やレポート、展示物といった完成作品(プロダクト)や、スピーチやプレゼンテーション、協同での問題解決、実験の実施といった実演(狭義のパフォーマンス)を評価する。

「ルーブリック」

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語(評価規準)からなる評価基準表。

項目	尺度	IV	III	II	I
項目	…できる …している	…できる …している	…できる …している	…できない …している	…していない
				記述語	ルーブリックのイメージ例

「ポートフォリオ評価」

児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等に集積。

そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す。

2. これまでの学習指導要領等改訂の経緯

1872

近代教育制度の創始

明治5年 学制公布

(参考) 我が国の学校教育制度の歴史
(国立教育政策研究所2012年) など

近代教育制度の確立

※各学校種別の規定を整備し我が国の学校制度の基礎が確立

明治18年 内閣制度創設、初代文部大臣森有礼就任

明治19年 小学校令、中学校令等制定、学校制度の基礎の確立

明治33年 小学校4年の義務制

明治40年 義務教育年限を6年に延長

教育制度の拡充

※第一次世界大戦に伴う社会情勢及び国民生活の変化に即応する教育の改革

国民学校と戦時下の教育

※皇国民の基礎的鍛成を目的とし、教育内容を改革

昭和16年 国民学校令

昭和18年 中等学校令

戦後における教育の再建

※連合国軍最高司令部指令と教育刷新委員会の建議により、軍国主義や極端な国家主義を排除し、戦後教育改革の枠組を形成。

昭和22年 日本国憲法施行 “「教育を受ける権利」を規定”

教育基本法、学校教育法制定

“「人格の完成」を目指す教育理念、教育の機会均等と男女平等、

単線型の学校制度、「6・3」制の無償義務教育 “

学習指導要領（試案）発表

1945

戦後政策からの転換

※昭和27年のサンフランシスコ講和条約締結を受け、占領下の政策見直し

昭和31年 地方教育行政の組織及び運営に関する法律を制定

教育の量的拡大・質の改善

※高度経済成長に伴う経済・社会の急速な拡大、ベビーブーム世代への対応、教育の量的拡大を推進

昭和33年 義務標準法、昭和36年 高校標準法

昭和33年～35年 学習指導要領改訂（文部省告示として公示）

昭和36年 高等専門学校制度を創設（学校教育法改正）

昭和38年 教科書無償措置法

教育の方針を見直し

※科学技術の進歩と経済の発展、産業構造の変化、情報化社会、高齢化社会の進展等社会の変化への対応

昭和43・44年 学習指導要領改訂

昭和46年 中央教育審議会答申（「四六答申」）“人間の発達過程に応じた学校体系の開発”

昭和52・53年 学習指導要領改訂

昭和59年 臨時教育審議会設置
“個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応”

平成元年 学習指導要領改訂

教育基本法の改正と新たな展開

※知識基盤社会、グローバル化といった変化の激しい社会の中で「生きる力」を育む

平成8年 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

平成9年 OECD “キーコンピテンシー”の提唱（D e S e C o）、P I S A調査開始

平成10年 学習指導要領改訂

平成11年 中高一貫教育制度を導入（学校教育法改正）

平成18年 教育基本法改正 “今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定”

認定子ども園制度を創設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）制定

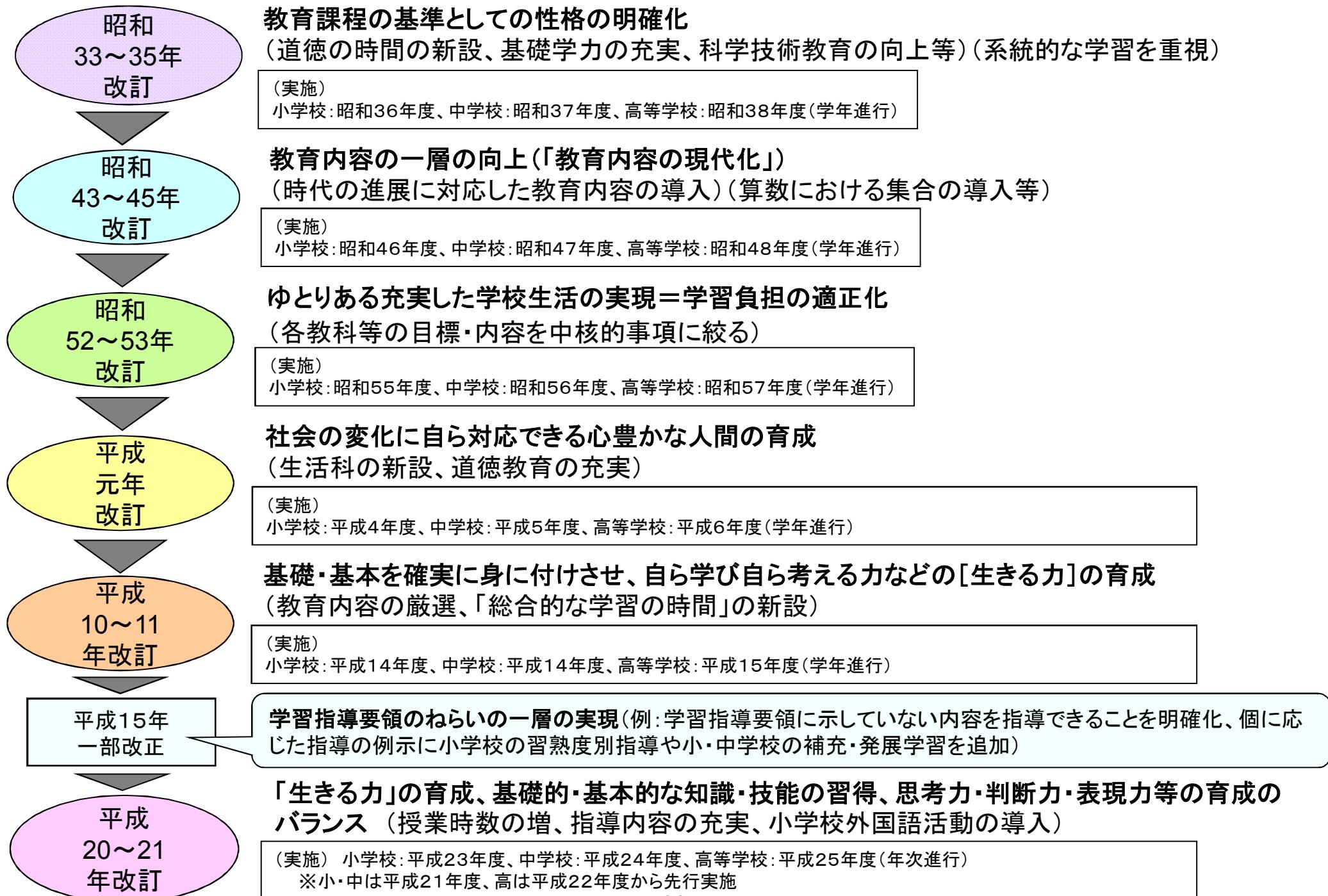
平成19年 学校教育法改正 “各学校種の目標及び目的の見直し、学力の三要素の規定”

特別支援学校制度化（学校教育法改正）

平成20・21年 学習指導要領改訂

平成26年(2014)11月 「初等中等教育の教育課程の基準等の在り方について」（諮問）

学習指導要領の変遷



「学力の三要素」と「生きる力」について

〈現行学習指導要領の理念〉

- 平成10～11年改訂の学習指導要領の理念は「生きる力」を育むこと
- 「知識基盤社会」の時代において「生きる力」を育むという理念はますます重要
- 教育基本法改正等により教育の理念が明確になるとともに、学校教育法改正により学力の重要な要素が規定

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

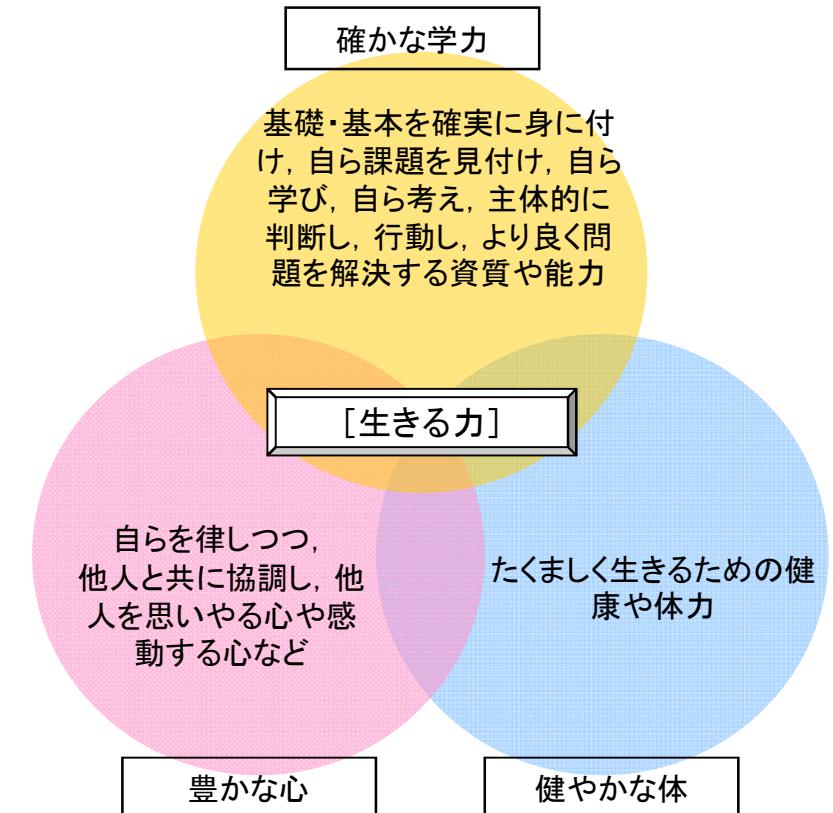
第30条（略）

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。



現行学習指導要領においては、これまでの理念を継承し、
教育基本法改正等を踏まえ、「生きる力」を育成

「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、これからの中において必要となる知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をより効果的に育成



言語活動の充実について①

現行学習指導要領では、「確かな学力」、特に「思考力・判断力・表現力等」を育み、各教科等の目標を実現するための手立てとして、言語活動の充実について規定

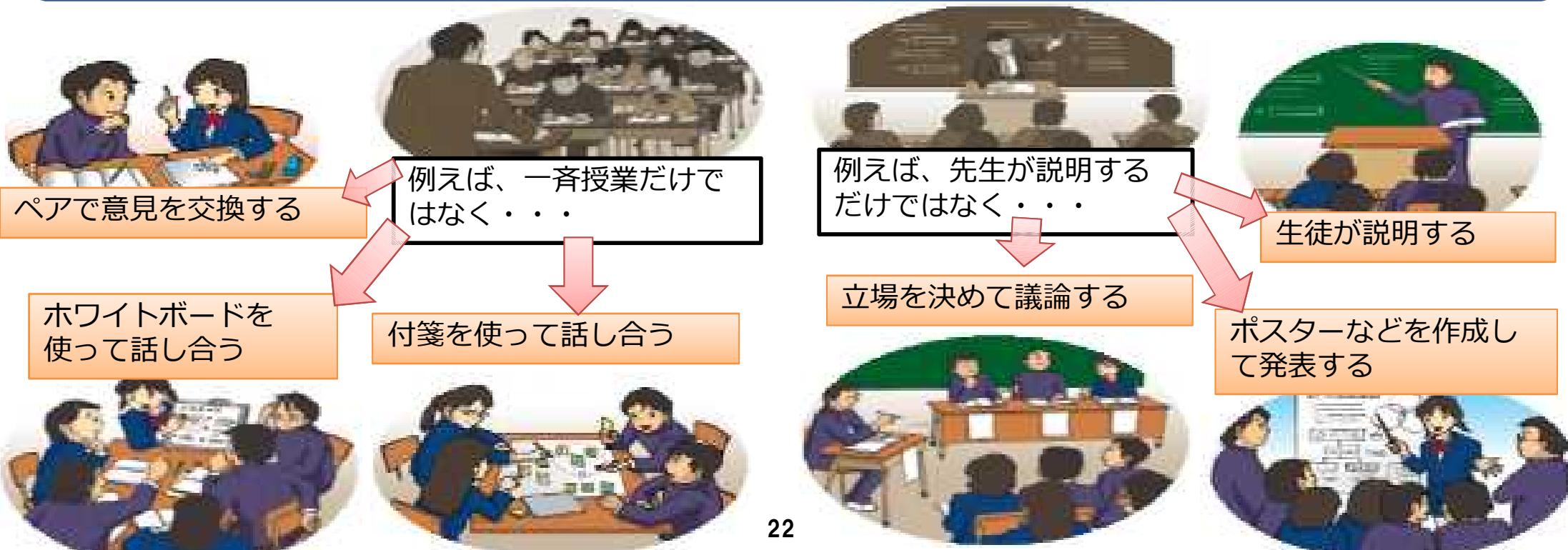
小学校学習指導要領 総則（中学校・高等学校においても同様）

第1 教育課程編成的一般方針

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2(1)各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。



言語活動の充実について②

～言語活動の検証・改善のための有識者との意見交換（平成26年10月10日,31日）より～

1. 言語活動の位置付け

- 習得、活用、探究のいずれの場面においても、各教科における学習活動の基盤となるのは言語の能力。豊かな心を育むことや人間関係を形成する上でも重要。
- 平成20年中央教育審議会答申では、思考力・判断力・表現力を育むために各教科で必要な学習活動の例として右の6点を示し、これらの学習活動の基盤となるものは、広い意味での言語であるとした。
- こうした力の育成は、国語科だけでなく、すべての教科で取り組まれるべきもの。現行学習指導要領において初めて求められたものではなく、従前から、国語科をはじめ各教科等において学習活動の重要な要素として取り組まれてきた。

思考力・判断力・表現力を育むために各教科で必要な学習活動の例

- ①体験から感じ取ったことを表現する
- ②事実を正確に理解し伝達する
- ③概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする
- ④情報を分析・評価し、論述する
- ⑤課題について、構想を立て実践し、評価・改善する
- ⑥互いの考えを伝え合い、自らの考え方や集団の考え方を発展させる

2. 成果と課題

<成果>

- 多くの小・中学校で言語活動を意識した活動に取り組んでいる
- 言語活動の充実が児童生徒の学力の定着に寄与している
(全国学力・学習状況調査の結果)

<課題>

- 言語活動についての目的意識や、教科等の学習過程における位置づけが不明確であったり、指導計画等に効果的に位置付けられていないことがある
 - ・単なる話合いにとどまり形骸化している例
 - ・言語活動を行うことが目的化している例など
- 言語活動を行うことに負担を感じている教師や、時間を確保することが困難と考えている教師が少なくない

3. 言語活動の今後の方向性

- 各教科等の教育目標を実現するため、見通しを立て、主体的に課題の発見・解決に取り組み、振り返るといった学習の過程において、言語活動を効果的に位置づけ、そのねらいを明確に示すことが必要。アクティブ・ラーニングを構成する学習活動の要素を検討する際も、言語が学習活動の基盤となるものであることを踏まえた検討が必要。
 - ・「その活動で何を実現しようとするのか」という観点から、授業の中での言語活動の位置付けを一層明確にすること
 - ・数学的活動や、理科や社会などの問題解決的・探究的な活動など、各教科の学習の過程において、言語活動を効果的に位置付けること
 - ・言語活動が学びを深めるものとするためには、授業の冒頭に見通しを持たせ、最後に振り返りをすることの重要性について理解を徹底することが必要
- 言語活動により時数の確保が難しくなるという見方もあるが、学年等を超えて長期的に言語活動を行う能力の育成を積み重ねていくことにより、一層効果的で効率的な学習が可能となるという視点も重要。
継続して言語活動に取組続けることで、児童生徒の言語活動を行う能力が高くなるとともに、言語活動を意識することにより目標・内容と学習活動の関係が明確となり、言語活動を取り入れた方が従来よりも学習が早く進み、学習に要する時間が短縮できるという考え方を重視することが必要。
- 教員の資質向上も含め、学校が全体として取組を進められるよう、教育委員会や大学等による支援や環境整備等を行いながら、今後さらなる充実が図られるようにしていくべきである。

育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会 —論点整理—【主なポイント】（平成26年3月31日取りまとめ）

- 本検討会は、次期学習指導要領に向けての基礎的な資料を得ることを目的に、教育課程に関する学識経験者を集めて開催したもの。
※平成24年12月～26年3月17日まで13回開催
- 今後、各論点について更に検討を深めた上で、次期学習指導要領の枠組みづくりに向けた議論に生かしたい。

主な提言事項

- 今後、学習指導要領の構造を、
 - ① 「児童生徒に育成すべき資質・能力」を明確化した上で、
 - ② そのために各教科等でどのような教育目標・内容を扱うべきか、
 - ③ また、資質・能力の育成の状況を適切に把握し、指導の改善を図るための学習評価はどうあるべきか、といった視点から見直すことが必要。

← 従来の学習指導要領は、児童生徒にどのような資質・能力を身に付けさせるかという視点よりも、各教科等においてどのような内容を教えるかを中心とした構造。そのために、学習を通じて「何ができるようになったか」よりも、「知識として何を知ったか」が重視されがちとなり、また、各教科等を横断する汎用的な能力の育成を意識した取組も不十分と指摘されている。

← 世界的潮流として、O E C Dの「キー・コンピテンシー」をはじめ、育成すべき資質・能力を明確化した上で、その育成に必要な教育の在り方を考える方向。

(アメリカを中心とした「21世紀型スキル」、英国の「キー・スキルと思考スキル」、オーストラリアの「汎用的能力」など。)

日本でも比較的早い時期から「生きる力」の理念を提唱しており、その考え方はO E C Dのキー・コンピテンシーとも重なるものであるが、「生きる力」を構成する具体的な資質・能力の具体化や、それらと各教科等の教育目標・内容の関係についての分析がこれまで十分でなく、学習指導要領全体としては教育内容中心のものとなっている。

← より効果的な教育課程への改善を目指すためには、学習指導要領の構造を、育成すべき資質・能力を起点として改めて見直し、改善を図ることが必要。

- 本検討会では、こうした前提の下、諸外国の資質・能力論の分析や、国立教育政策研究所で検討されている「21世紀型能力」の枠組み試案などを参考しながら、今後の学習指導要領の構造として重視すべきポイントについて議論。24

○これまでの検討の主な成果は次のとおり。

①育成すべき資質・能力について

- 今後育成が求められる資質・能力の枠組みについて、諸外国の動向や国立教育政策研究所の「21世紀型能力」も踏まえつつ更に検討が必要。

その際、自立した人格をもつ人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力を育成するため、例えば、「主体性・自律性に関する力」「対人関係能力」「課題解決力」「学びに向かう力」「情報活用能力」「グローバル化に対応する力」「持続可能な社会づくりに関する実践力」などを重視することが必要と考えられる。

また、我が国の児童生徒の実態を踏まえると、受け身でなく、主体性を持って学ぶ力を育てることが重要であり、リーダーシップ、企画力・創造力、意欲や志なども重視すべき。人としての思いやりや優しさ、感性などの人間性も重要。

②育成すべき資質・能力に対応した教育目標・内容について

- 現在の学習指導要領に定められている各教科等の教育目標・内容を以下の三つの視点で分析した上で、学習指導要領の構造の中で適切に位置付け直したり、その意義を明確に示したりすることについて検討すべき。ア)～ウ)については、相互のつながりを意識しつつ扱うことが重要。

ア)教科等を横断する汎用的なスキル(コンピテンシー)等に関するもの

- ①汎用的なスキル等としては、例えば、問題解決、論理的思考、コミュニケーション、意欲など
- ②メタ認知(自己調整や内省、批判的思考等を可能にするもの)

イ)教科等の本質に関するもの(教科等ならではの見方・考え方など)

例：「エネルギーとは何か。電気とは何か。どのような性質を持っているのか」のような教科等の本質に関する問い合わせに答えるためのものの見方・考え方、処理や表現の方法など

ウ)教科等に固有の知識や個別スキルに関するもの

例：「乾電池」についての知識、「検流計」の使い方

③育成すべき資質・能力に対応した学習評価について

- 評価の基準を、「何を知っているか」にとどまらず、「何ができるか」へと改善することが必要。

このためには、現行の学習評価の取組に加え、パフォーマンス評価を重視する必要があり、そのための具体的な方法論について更に検討が必要。

④その他

- 学習指導要領に指導方法についてどこまで盛り込むべきか検討すべき。
- 各学校において、育成すべき資質・能力を中心とした効果的なカリキュラムが編成・実施されるよう、学校の教育目標の見直しや、学校全体のカリキュラム・マネジメントを促進するための支援策について検討すべき。

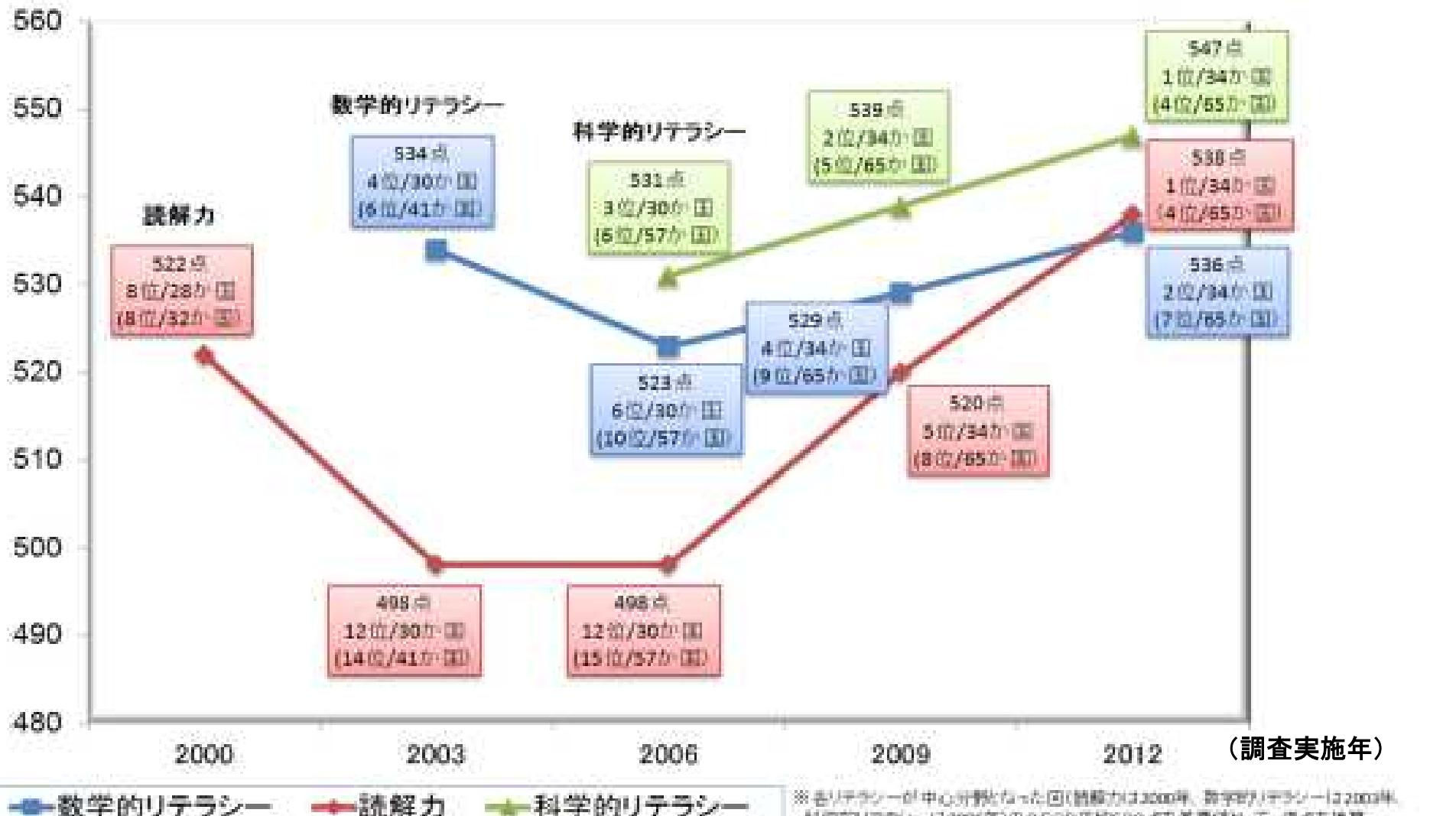
3. 子供たちの現状

OECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果 一平均得点及び順位の推移一

◆数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野すべてにおいて、平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなっている。

平均得点及び順位の推移

(平均得点)



(出典) 文部科学省・国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査（PISA2012）のポイント」

標準化得点が低い県と全国平均の差の縮小 一全国学力・学習状況調査の結果から一

◆各年度で標準化得点(公立)が低い3都道府県の平均を見ると、全国平均との差は縮小傾向にあり、学力の底上げが進展している。

標準化得点の推移

(※高い3都道府県と低い3都道府県の状況)

※標準化得点…各年度の調査は問題が異なることから、平均正答率による単純な比較ができるないため、年度間の相対的な比較をすることが可能となるよう、各年度の調査の全国（公立）の平均正答数がそれぞれ100となるように標準化した得点

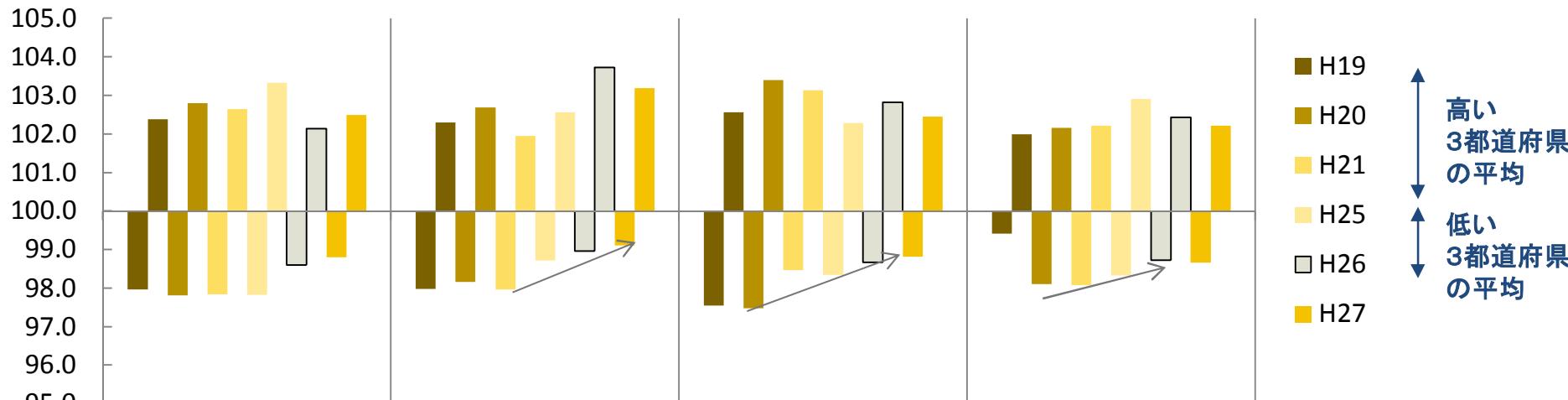
【小学校】

国語A

国語B

算数A

算数B



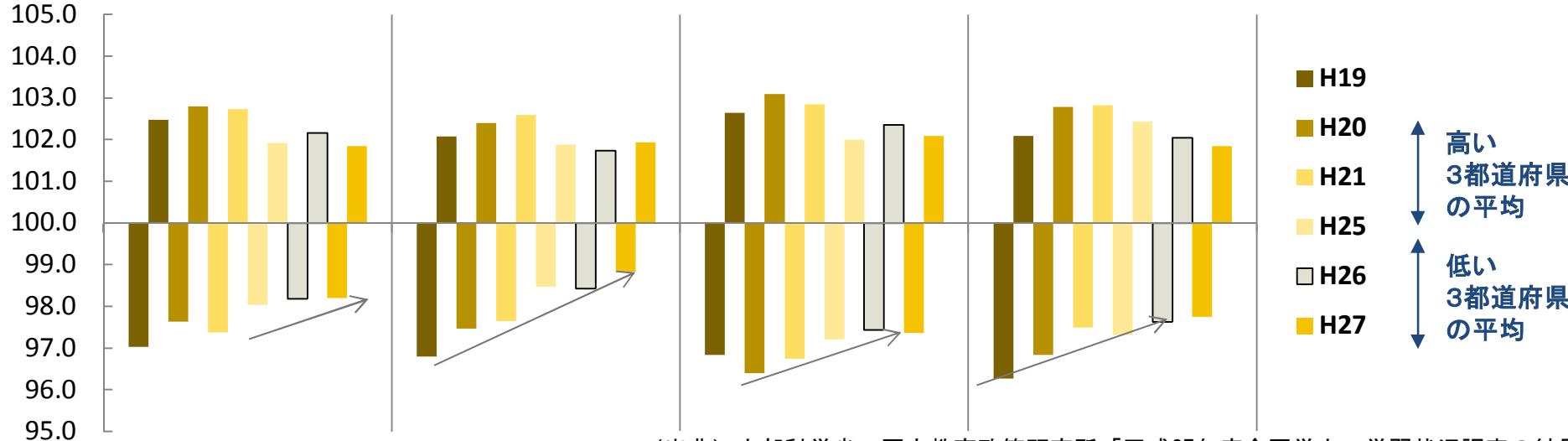
【中学校】

国語A

国語B

数学A

数学B



◆学力は改善傾向にある一方で、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることについて課題が指摘されている。

小学校

<国語>

- 立場や根拠を明確にして話し合うことについて、発言をする際に一定の立場に立ってはいるが、根拠を明確にした上で発言をする点に、依然として課題がある。

<算数>

- 図を観察して数量の関係を理解したり、数量の関係を表現している図を解釈したりすることに課題がある。
- 数量の大小を比較する際に、根拠となる事柄を過不足なく示し、判断の理由を説明することについて、改善の状況が見られる設問もあるものの、依然として課題がある。

中学校

<国語>

- 自分の考えを表す際に、根拠を示すことは意識されているが、根拠として取り上げる内容を正しく理解した上で活用する点に課題がある。
- 文章や資料から必要な情報を取り出し、伝えたい事柄や根拠を明確にして自分の考えを書くことについて、説明する際に、文章や資料から必要な情報を取り出しているが、それらを用いて伝えたい内容を適切に説明する点に、依然として課題がある。

<数学>

- 記述式問題は、特に確率を用いた理由の説明、グラフを用いた方法の説明に課題がある。
- 図形の性質を証明することについて、着目すべき図形を指摘することは良好であるが、方針を立て、証明を書くことに課題がある。

◆判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることについて引き続き課題が指摘されている。

算数・数学、国語

小学校

<国語>

- 新聞のコラムを読んで、筆者の意図や思考を想定しながら文章全体の構成や表現の工夫を捉えることに課題がある。また、引用することに、依然として課題がある。
- 学校新聞を書く場面において、目的や意図に応じ、取材した内容を整理しながら記事を書くことに課題がある。

<算数>

- 基準量、比較量、割合の関係を捉え、基準量を求めることに依然として課題がある。

中学校

<国語>

- 伝えたい事実や事柄について自分の考え方や気持ちを示してはいるが、根拠を明確にして書く点に、依然として課題がある。
- 目的に応じて文章や資料から必要な情報を取り出しているが、それらを基にして自分の考え方を具体的にまとめる点に、依然として課題がある。

<数学>

- 記述式問題のうち、予想した事柄の説明には改善の状況が見られるが、数学的な表現を用いた理由の説明に課題がある。

◆3年ぶりに実施した理科については、前回(平成24年度)調査で見られた課題「観察・実験の結果などを整理・分析した上で、解釈・考察し、説明すること」について、課題の所在が明確になった。

理科

小学校

- 観察・実験の結果を整理し考察することについて、得られたデータと現象を関連付けて考察することは相当数の児童ができているが、実験の結果を示したグラフを基に定量的に捉えて考察することに課題がある。
- 予想が一致した場合に得られる結果を見通して実験を構想したり、実験結果を基に自分の考えを改善したりすることに課題がある。

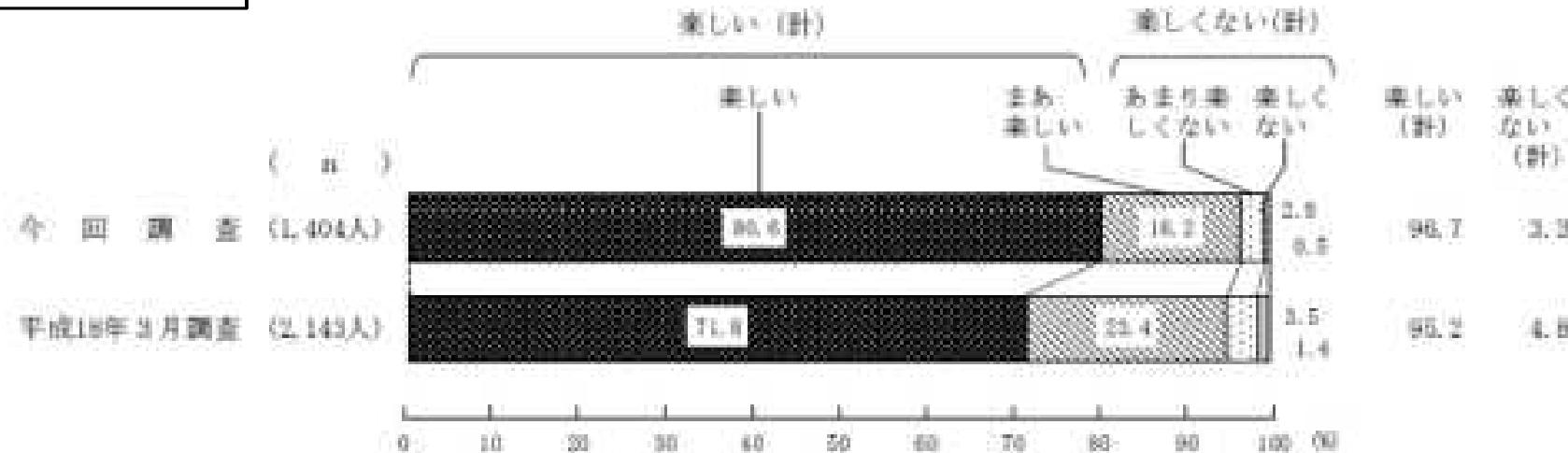
中学校

- 物質を化学式で表すことは良好であるが、特定の質量パーセント濃度における水溶液の溶質の質量と水の質量を求めることに依然として課題がある。
- 「化学変化を表したグラフ」や「実験結果を示した表」から分析して解釈し、変化を見いだすことは良好であるが、実験結果を数値で示した表から分析して解釈し、規則性を見いだすことには課題がある。
- 課題に正対した実験を計画することや考察することに課題がある。

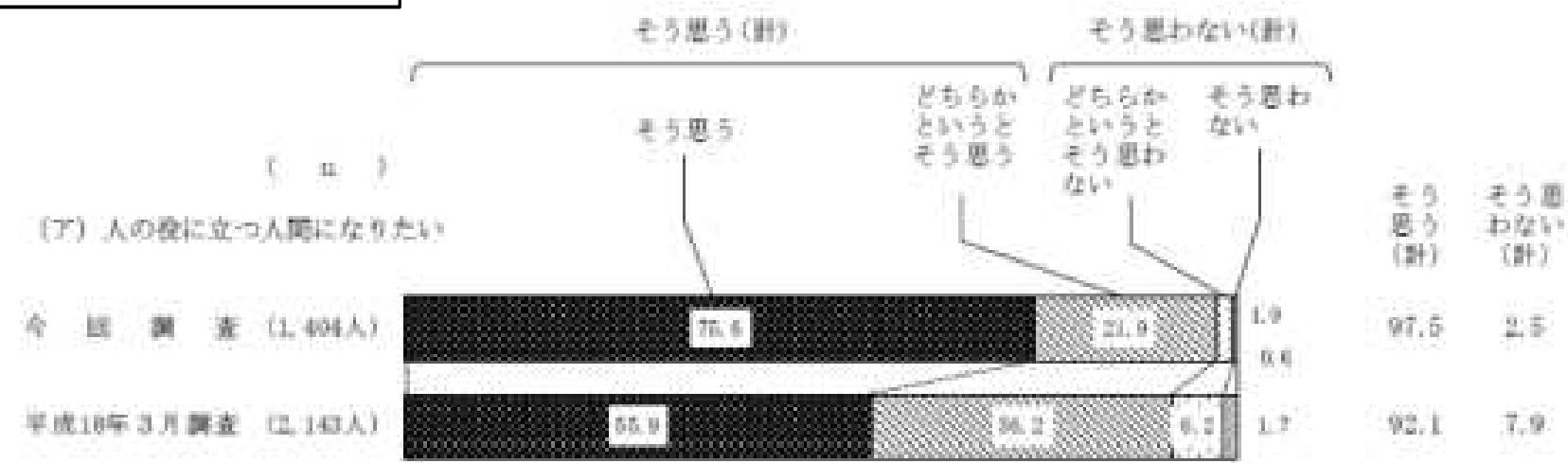
学校生活の楽しさ、人の役に立ちたいかどうか

- ◆ 子供たちの9割以上が、学校生活を楽しいと感じている。
- ◆ 子供たちの9割以上が、人の役に立つ人間になりたいと考えている。

学校生活の楽しさ



人の役に立つ人間になりたいか



(出典) 内閣府 「平成25年度小学生・中学生の意識に関する調査報告書」より

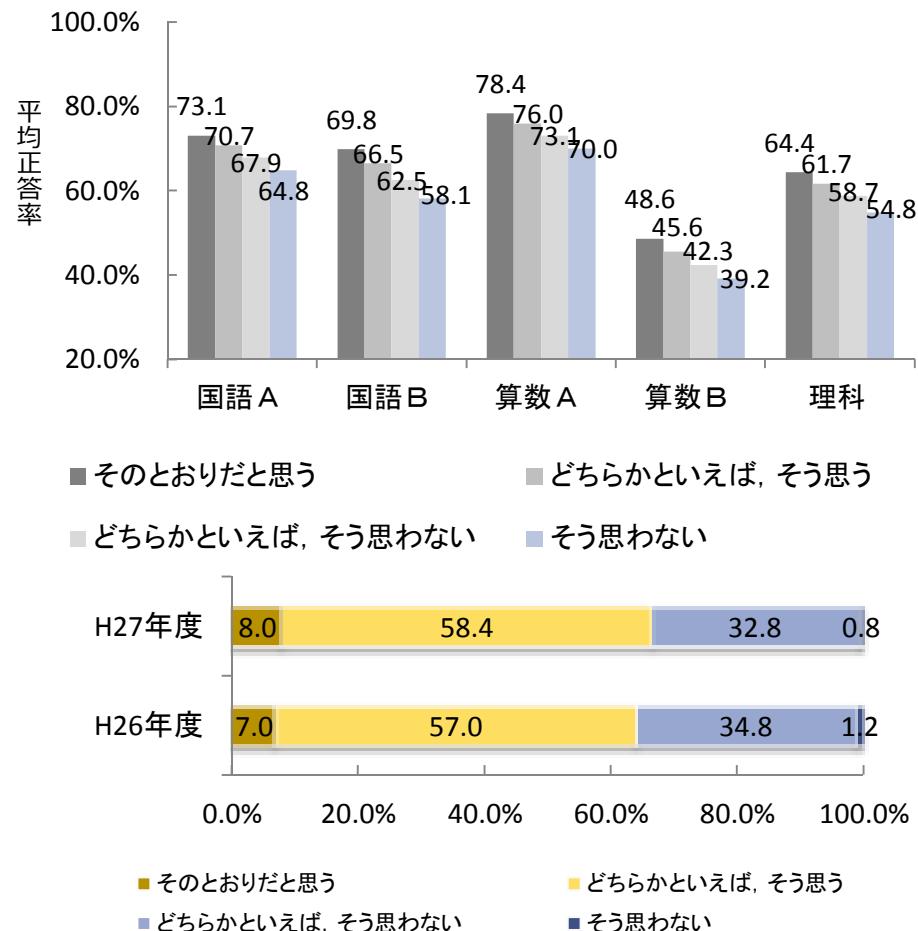
深い学びと学力の関係 一平成27年度全国学力・学習状況調査の結果から一

◆「学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているか」について、肯定的回答の方が平均正答率が高い状況であった。

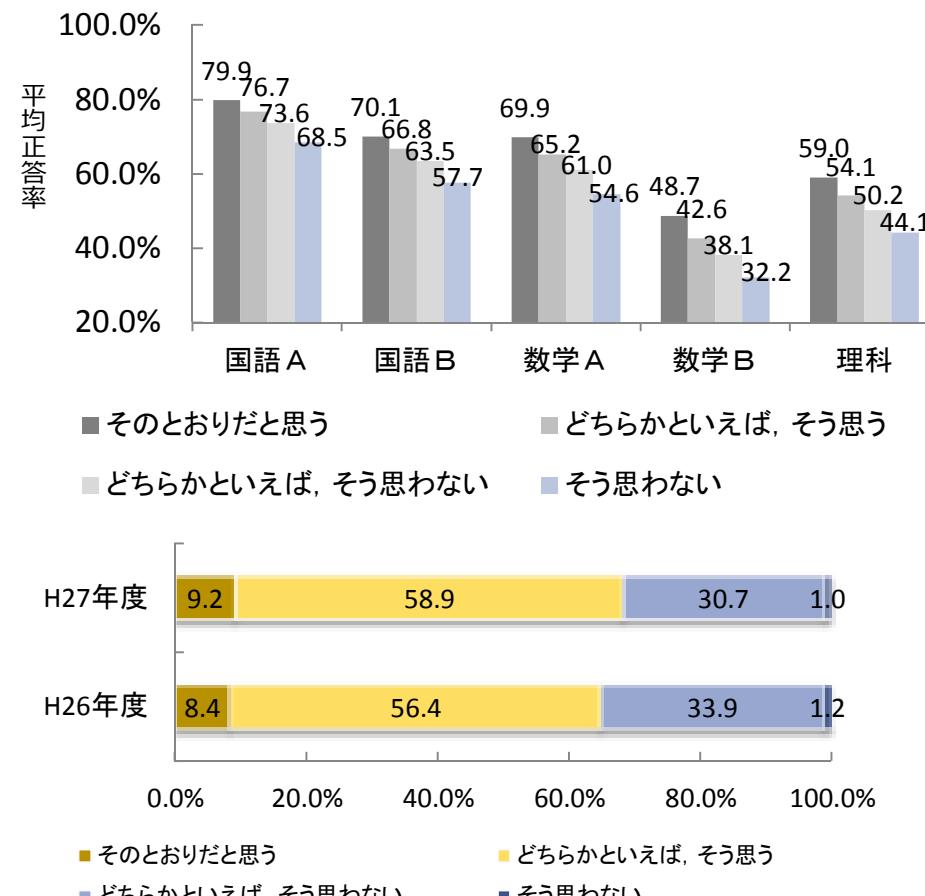
【質問項目】

調査対象学年の児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。

【小学校】



【中学校】

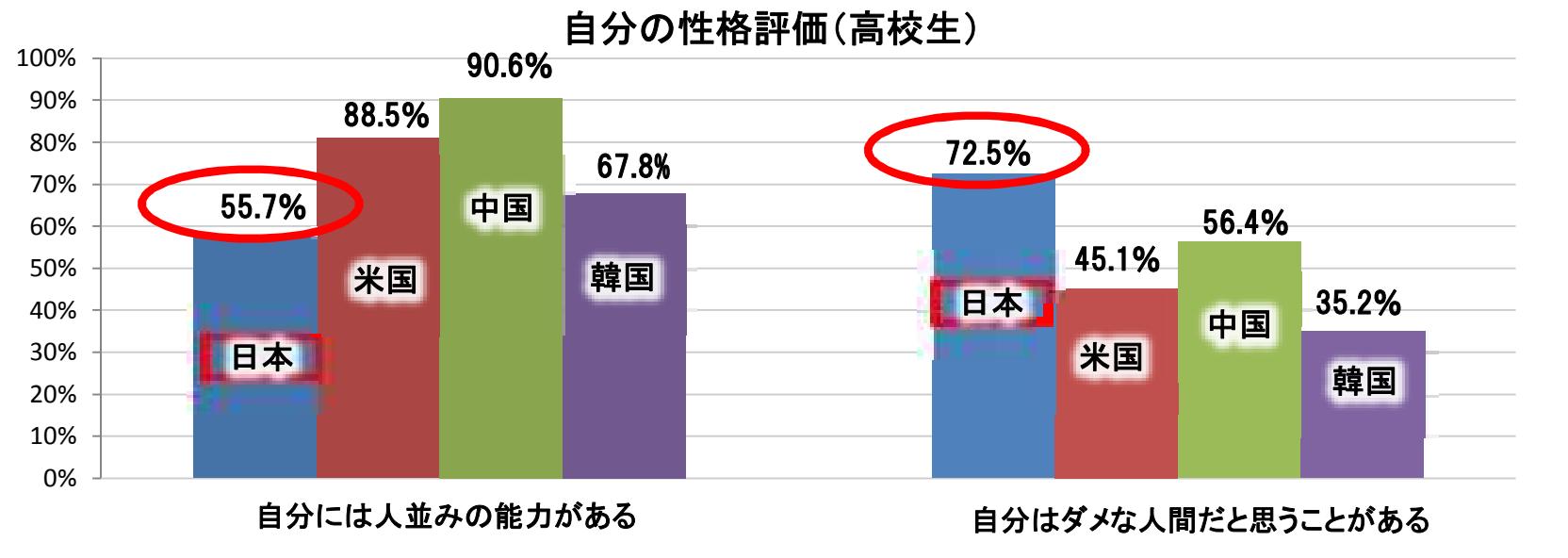


※選択肢毎の平均正答率は、選択肢の回答数が100校未満のものについては、一つ前の選択肢の回答とまとめて算出

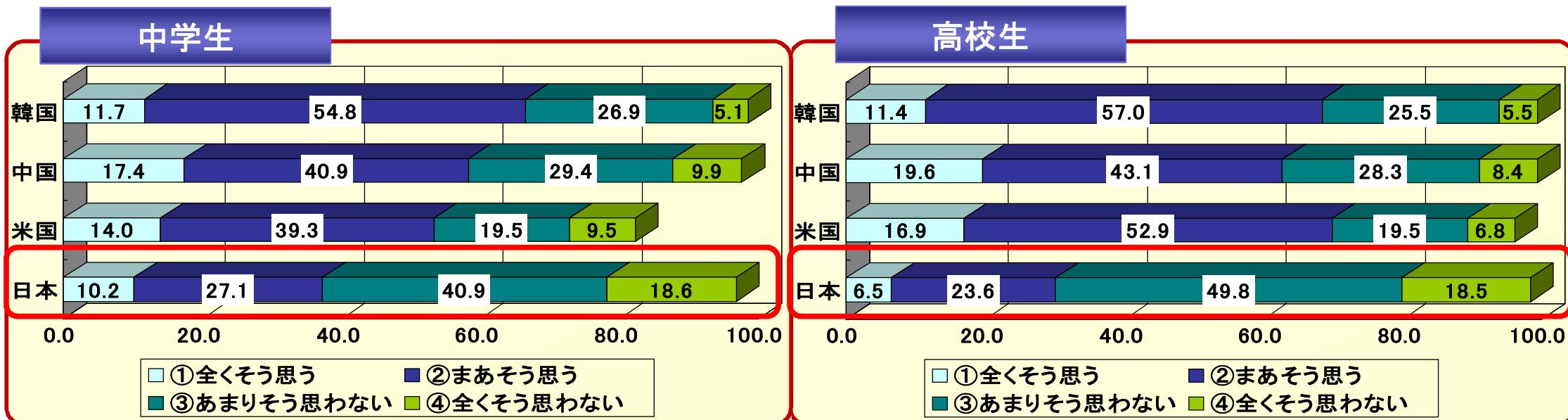
(出典) 文部科学省・国立教育政策研究所「平成27年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）」

生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

◆米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は、「自分には人並みの能力がある」という自尊心を持っている割合が低く、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」という意識も低い。

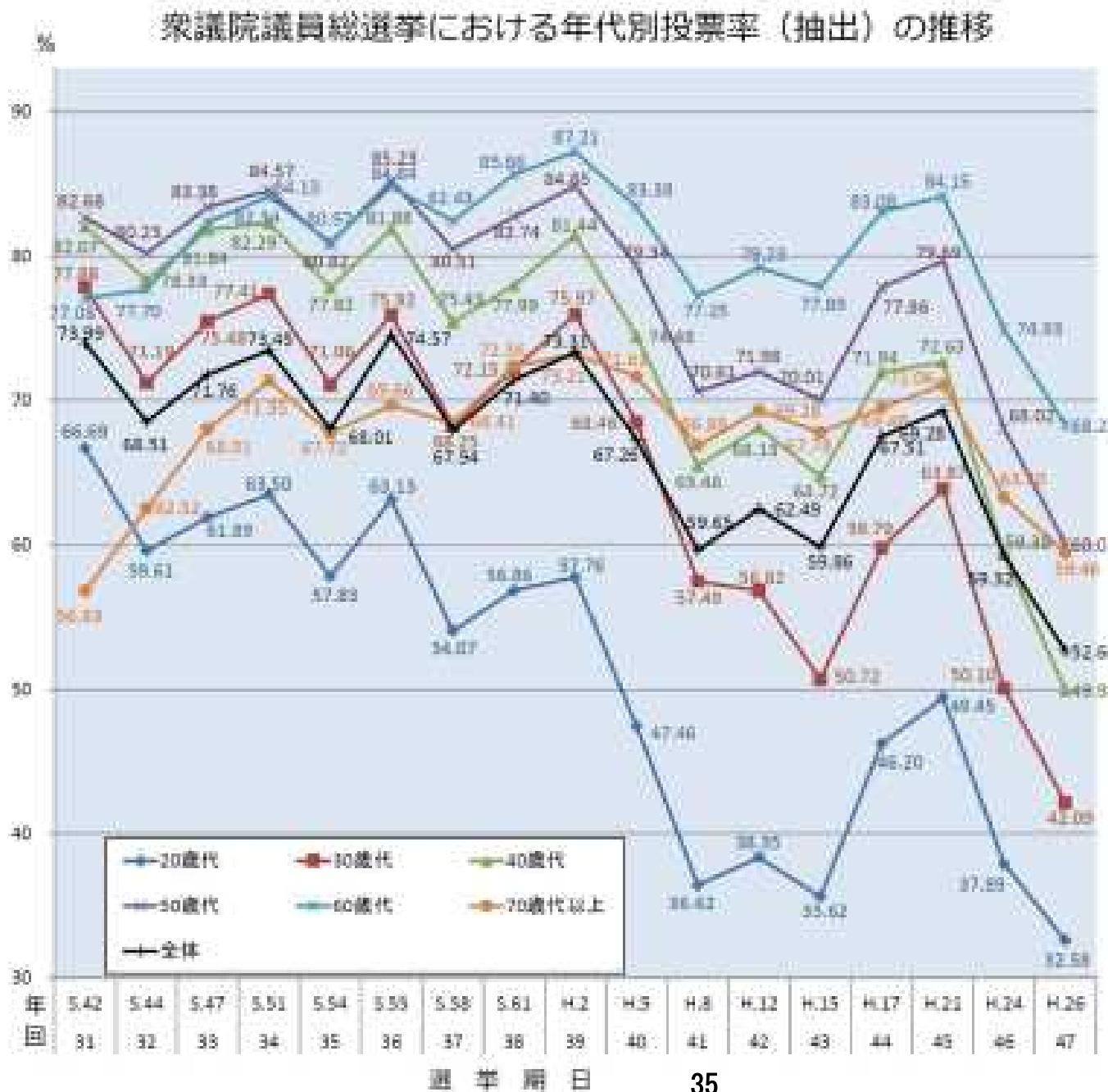


【問33-2】私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない



社会参画等に関する若者の意識（投票率の低下）

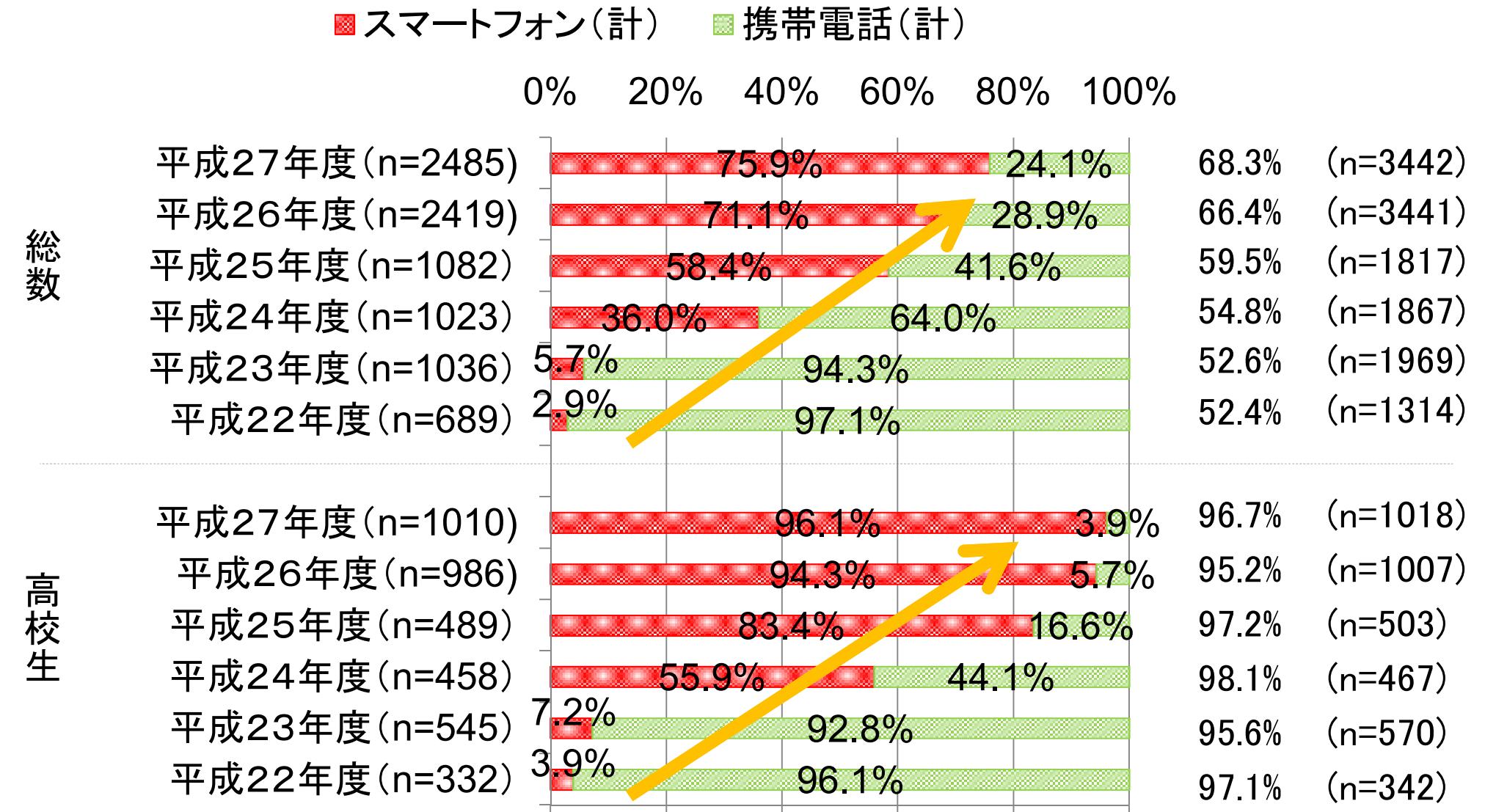
◆直近の衆議院議員総選挙(H26.12)の20歳代の投票率(32.58%)は、60歳代の投票率(68.28%)の半分以下。



青少年へのスマートフォンの普及

携帯電話・スマートフォンの利用割合

携帯電話・スマートフォンの利用率

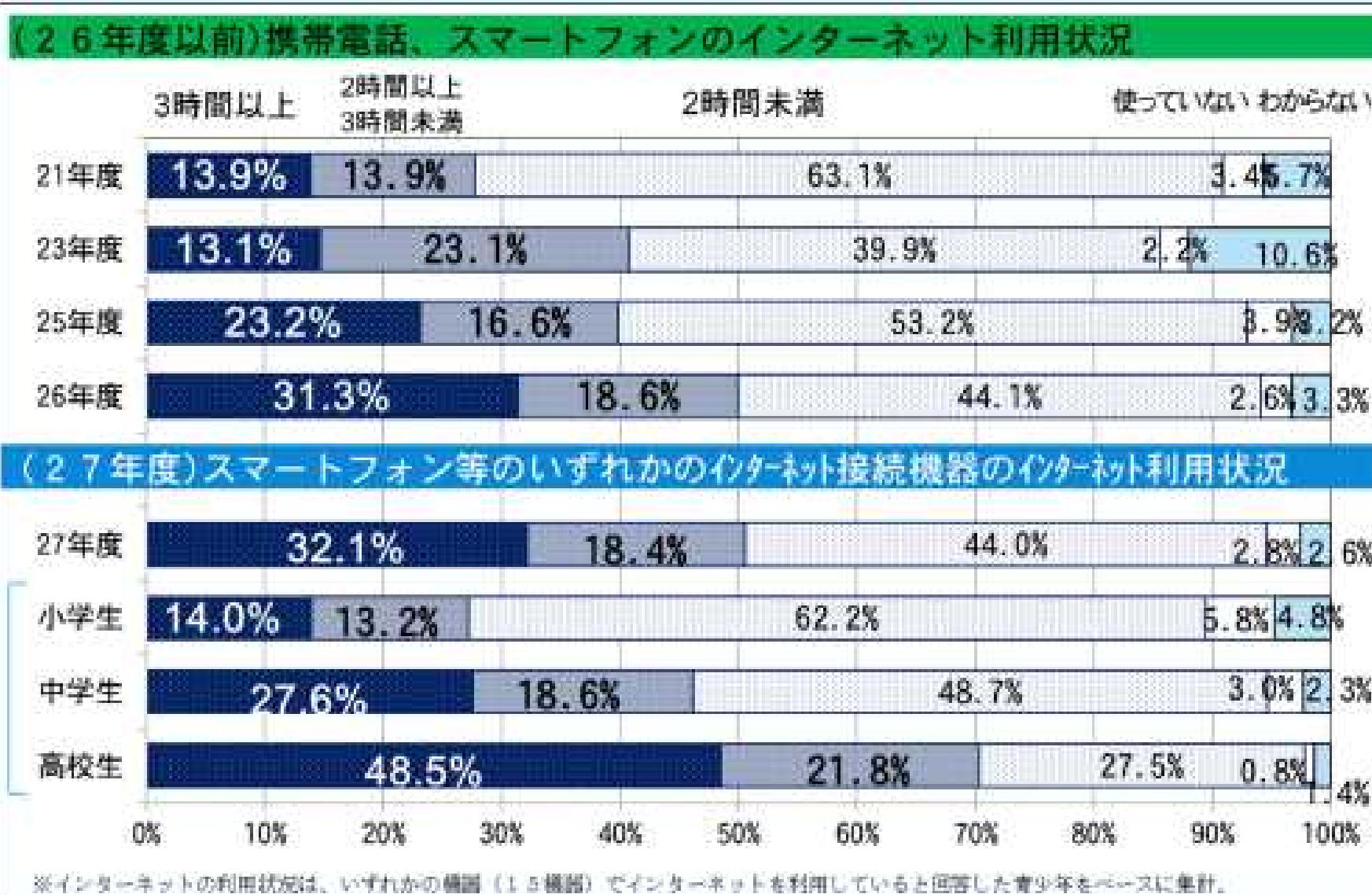


出典：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年。

(注) 平成26年度、平成27年度は、インターネット接続機器の利用(複数回答)、平成25年度以前は、インターネット接続機器の所有(単一回答)について調査。

青少年のインターネット利用状況

○平日(月～金)にインターネットを利用する児童生徒の利用時間や2時間以上利用する割合が増加



2時間以上	平均利用時間
27.8%	78分
35.1%	97分
39.8%	107分
49.9%	143分
2時間以上	平均利用時間
50.5%	142分
小学生: 56%	スマホ: 136分
小 27.2%	85分
中 46.1%	127分
高 70.3%	192分

数学・理科の学習に対する生徒の意識 ーTIMSS2011質問紙調査結果からー

◆国際平均に比べて、日本の中学生は学習の楽しさや実社会との連関に対して肯定的な回答をする割合が低いなど、学習意欲面で課題がある。

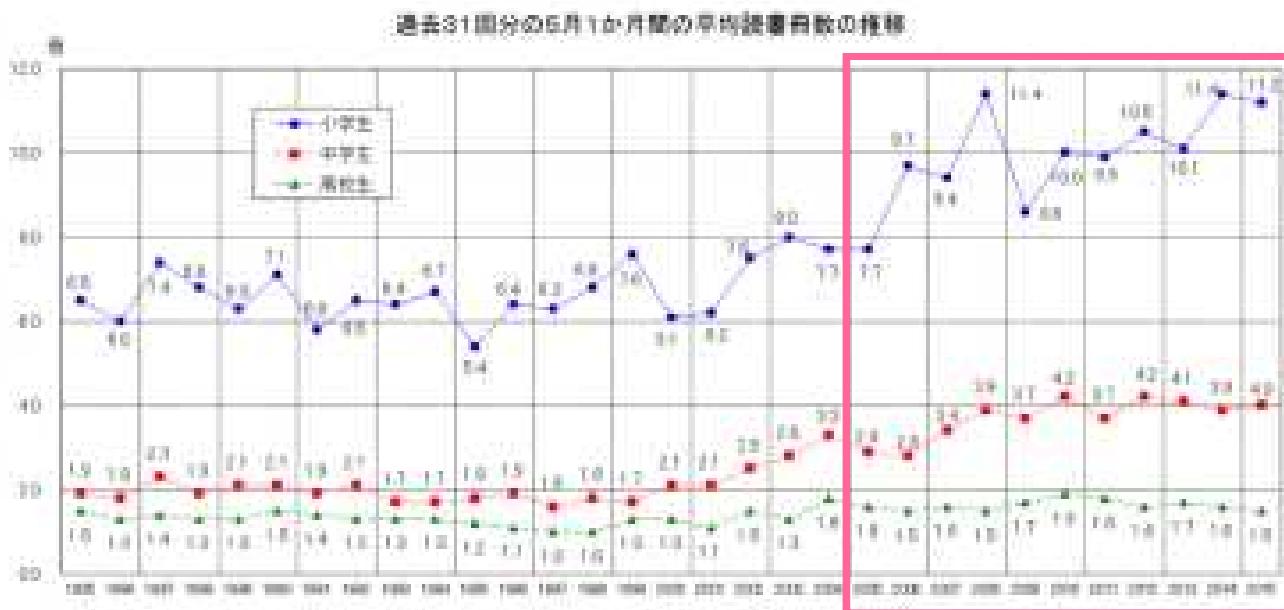
※ 生徒質問紙調査(対象:中学校2年生)において、下記項目につき、「強くそう思う」、「そう思う」と回答した生徒の割合の合計

	数学		理科	
	日本	国際 平均	日本	国際 平均
数学・理科の勉強は楽しい	48%	71%	63%	80%
数学・理科を勉強すると日常生活に役立つ	71%	89%	57%	83%
他教科を勉強するために数学・理科が必要	67%	81%	35%	70%
志望大学に入るために良い成績が必要	72%	85%	59%	77%
将来望む仕事につくために良い成績が必要	62%	83%	47%	70%
数学・理科を使うことが含まれる職業につきたい	18%	52%	20%	56%

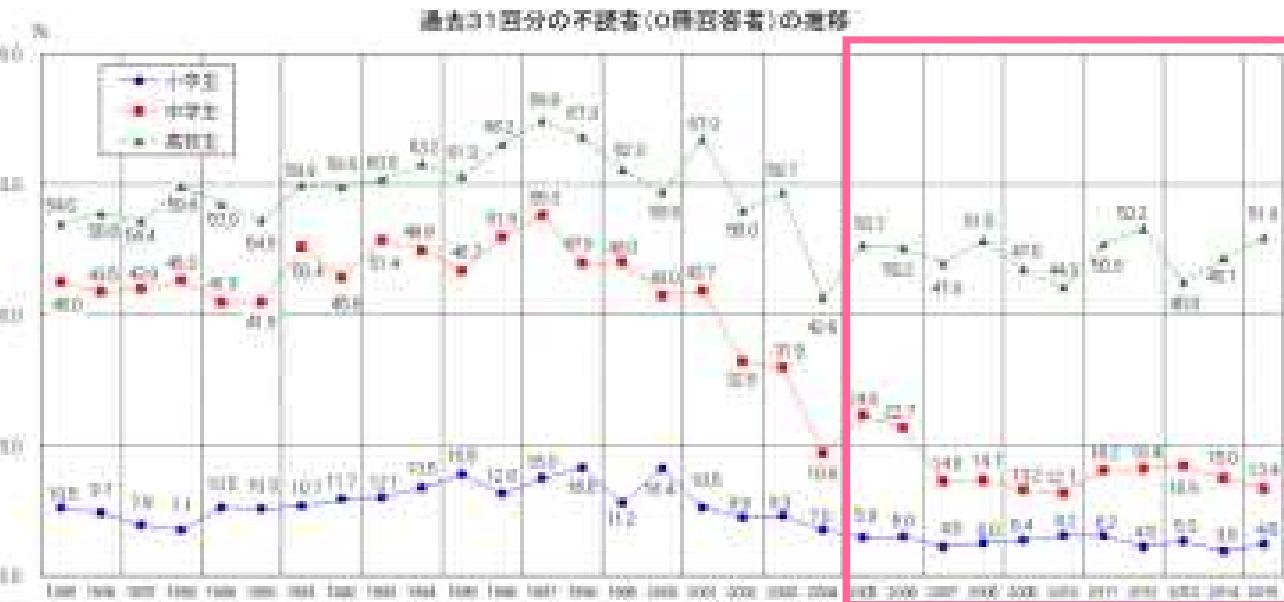
(出典) IEA国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS2011) 質問紙調査結果より文部科学省作成

国語教育に関する現状と課題について⑤

※第61回学校読書調査より(全国学校図書館協議会は毎日新聞社と共同で、全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況について毎年調査を実施。)



- 2015年5月の1か月間の平均読書冊数は、小学生は11.2冊、中学生は4.0冊、高校生は1.5冊になっている。
- 10年前に比べ、**小学生は大きく増加したが、中学生は微増、高校生は横ばい傾向である。**



- この調査では、5月の1か月間に読んだ本が0冊の生徒を「**不読者**」と呼んでおり、今回の調査の結果では、不読者の割合は、小学生は4.8%、中学生は13.4%、高校生は51.9%となっている。
- 10年前に比べ、**小学生・中学生は減少したが、高校生は微増である。**

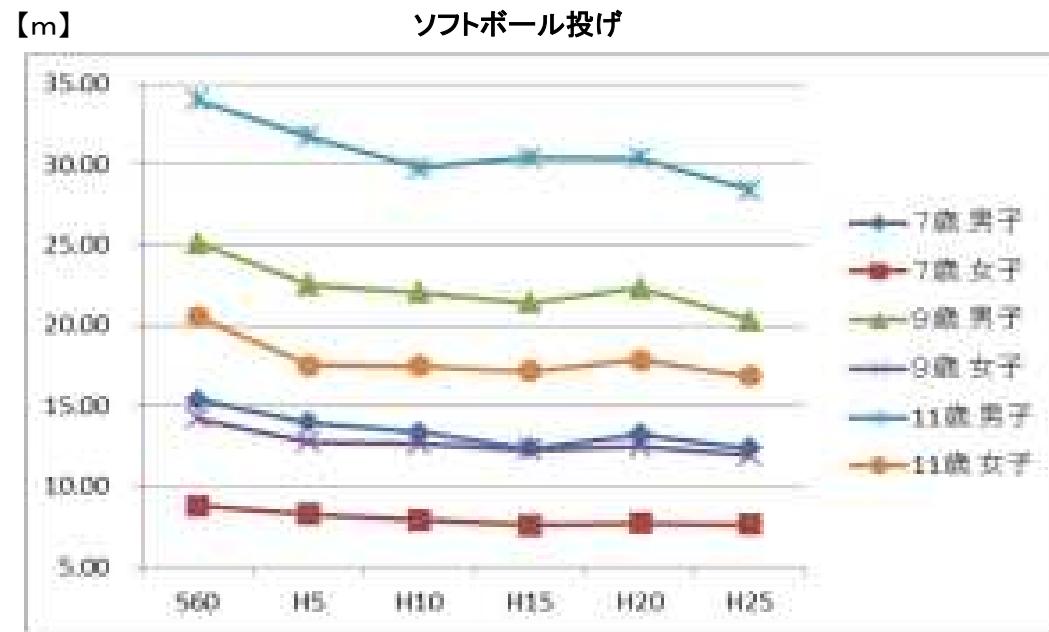
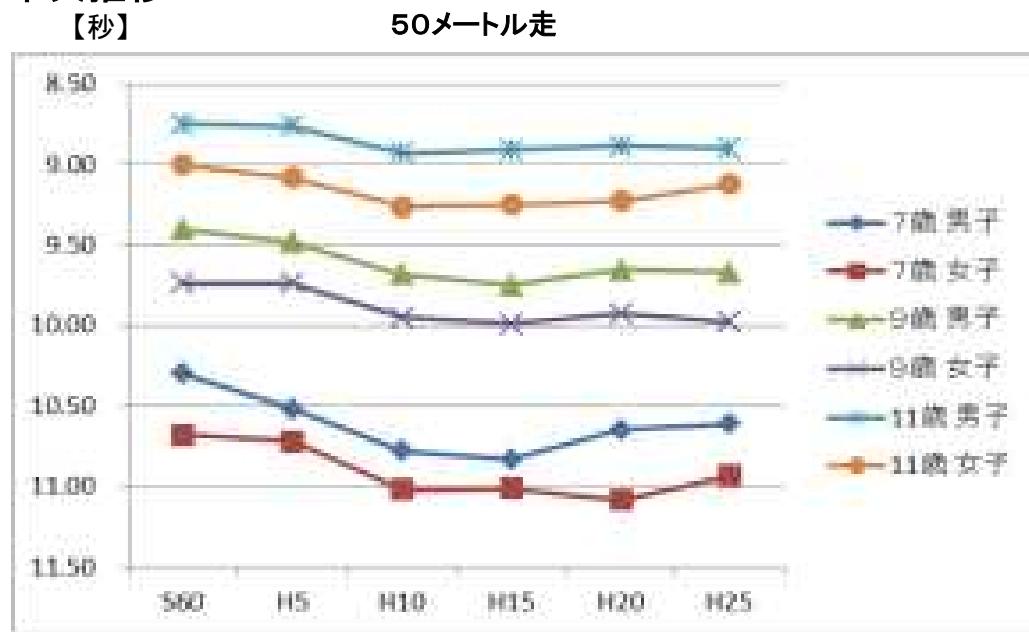


39 課題8: 小・中学生に比して、高校生の読書活動は、ここ10年ほど改善がみられない

子供の体力・運動能力の年次推移

◆子供の体力は、昭和60年頃と比較すると依然として低い水準で推移している。

○年次推移



【年度】

	S60	H5	H10	H15	H20	H25
7歳男子	10.30	10.52	10.78	10.83	10.65	10.61
7歳女子	10.68	10.72	11.02	11.01	11.08	10.93
9歳男子	9.40	9.48	9.68	9.75	9.65	9.67
9歳女子	9.74	9.74	9.95	9.99	9.93	9.98
11歳男子	8.75	8.76	8.93	8.91	8.88	8.90
11歳女子	9.00	9.08	9.26	9.25	9.23	9.12

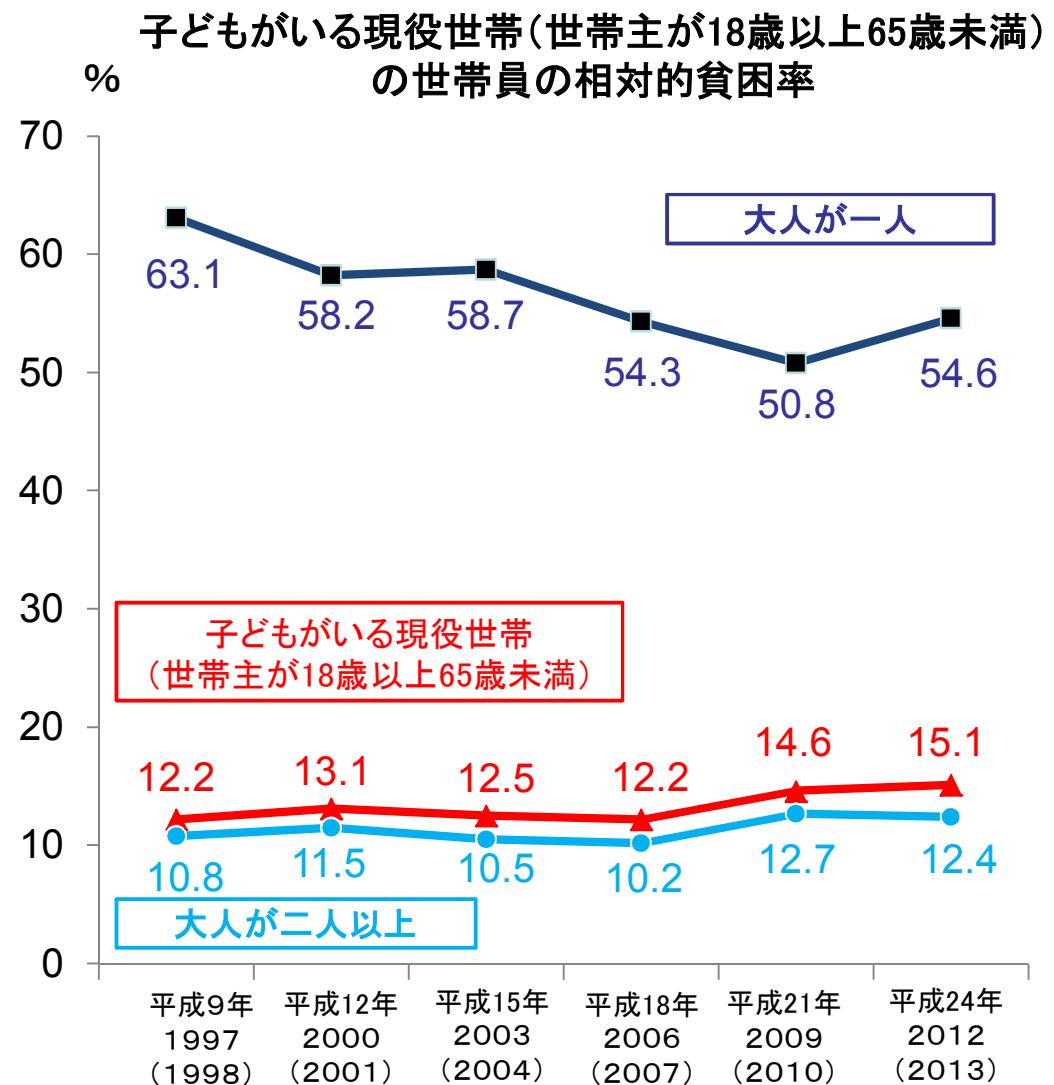
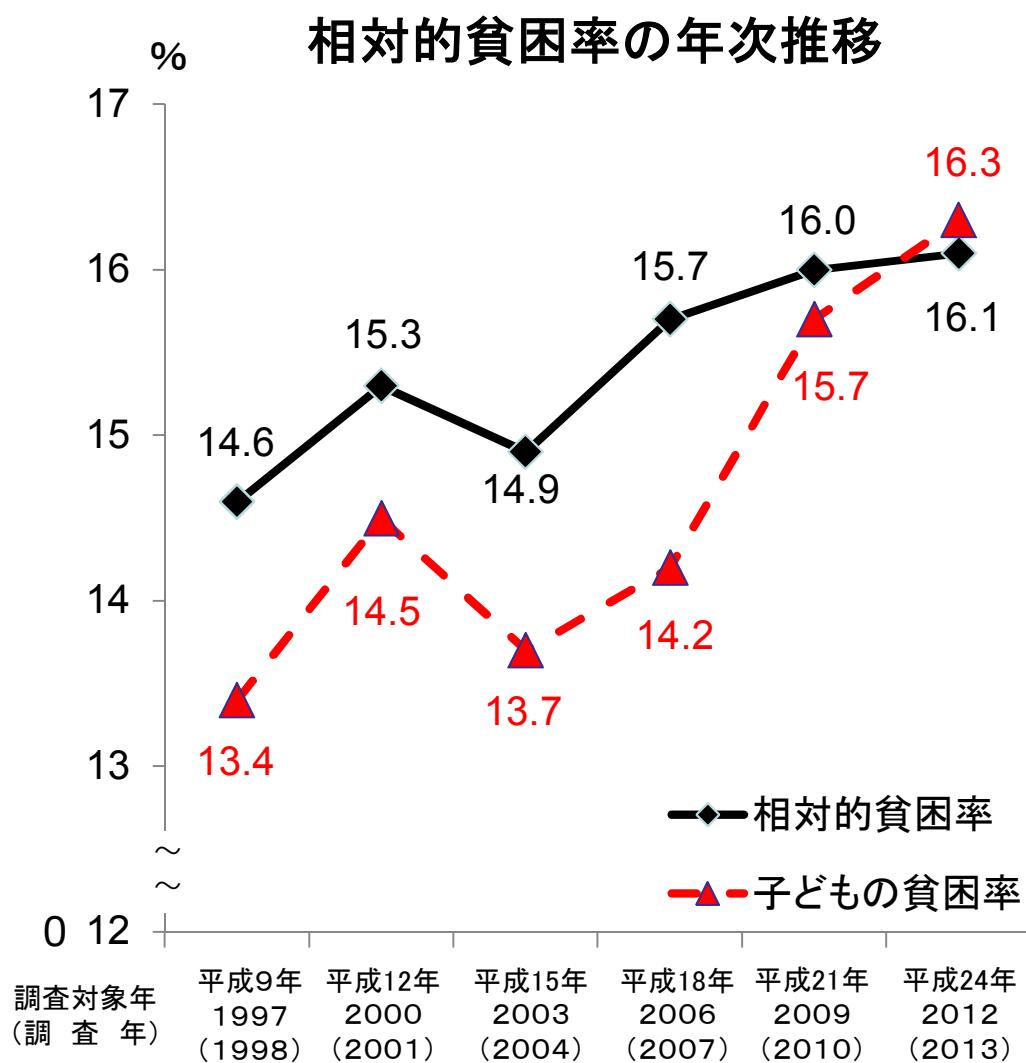
【年度】

	S60	H5	H10	H15	H20	H25
7歳男子	15.37	13.96	13.36	12.37	13.25	12.38
7歳女子	8.80	8.27	7.94	7.61	7.73	7.64
9歳男子	25.13	22.52	22.06	21.42	22.33	20.33
9歳女子	14.22	12.77	12.64	12.31	12.50	11.92
11歳男子	33.98	31.73	29.77	30.42	30.37	28.41
11歳女子	20.52 (出典)	17.55	17.49	17.19	17.87	16.85

文部科学省「平成25年度体力・運動能力調査」

子供の相対的貧困率

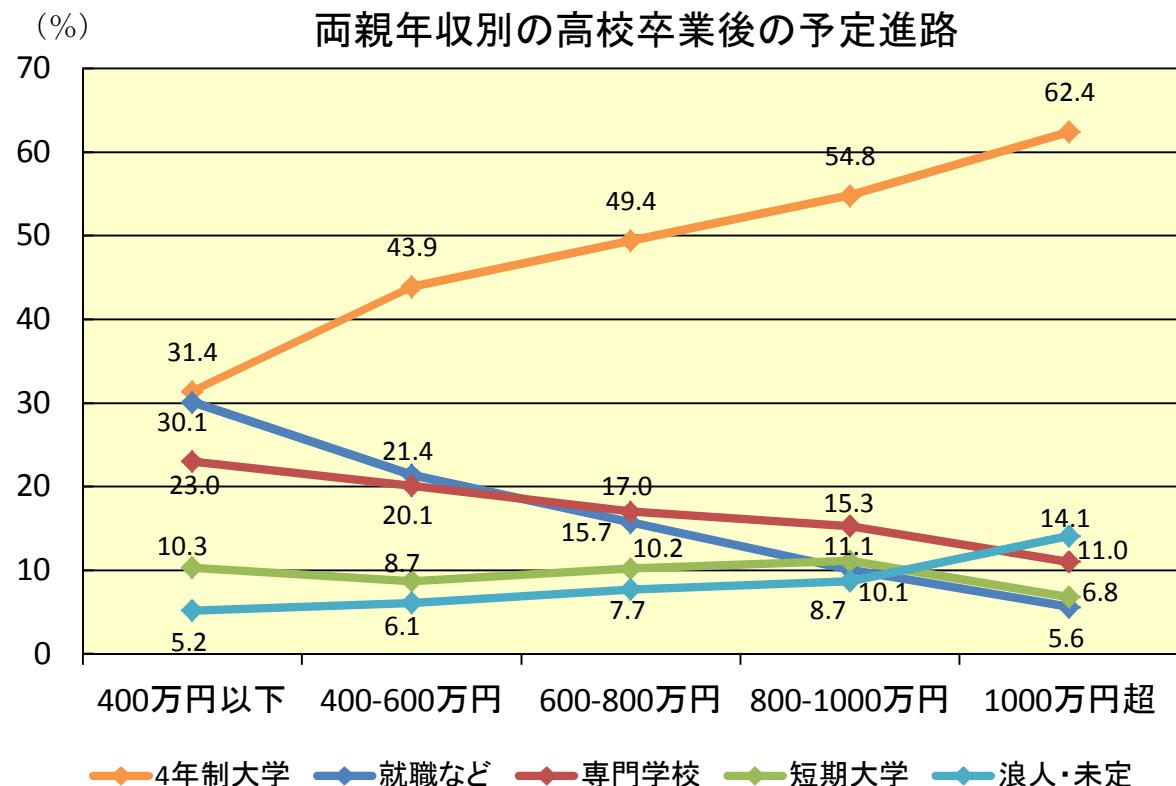
- 最新(2013年調査)の相対的貧困率は、全体で16. 1%、子どもで16. 3%となっている。
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」では、54. 6%となっている。



出典:厚生労働省 平成25年国民生活基礎調査

家庭の経済事情による影響(進路)

家計所得が高いほど、高校生の4年制大学への進学率が高くなる。
どのような学校段階に進んだかは、卒業後の就業状態や所得に影響を与える。



※学校を卒業した後に就職し、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合(同一企業継続就業とは限らない)の生涯賃金の数値。退職金は含めない。

(資料)「ユースフル労働統計2015—労働統計加工指標集—
(独立行政法人労働政策研究・研修機構)

注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。

注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:「500~700万円未満」なら600万円)、合計したもの。

注3) 無回答は除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

(出典) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター

「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」(2007年9月)

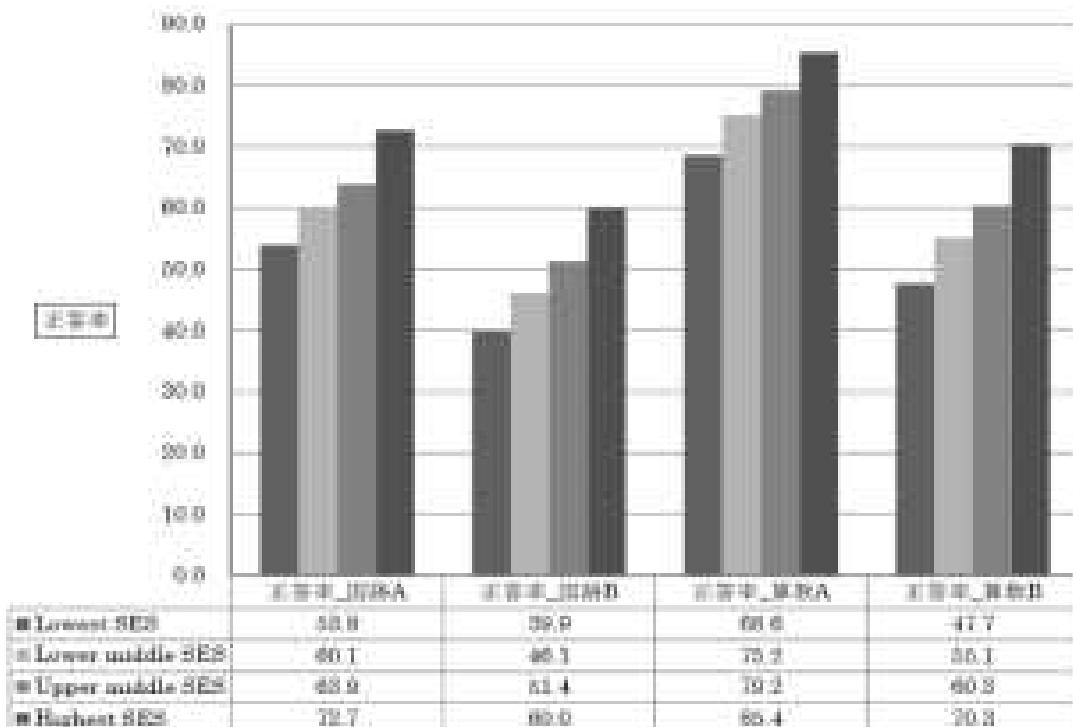
家庭の経済事情による影響(学力)

所得をはじめとした家庭の社会経済的背景と学力には明らかな相関関係がみられる。

●家庭の社会経済的背景(SES)と各正答率

(※家庭の社会経済的背景 SES(Socio-Economic Status)は、家庭の所得、父親学歴、母親学歴の合成尺度)

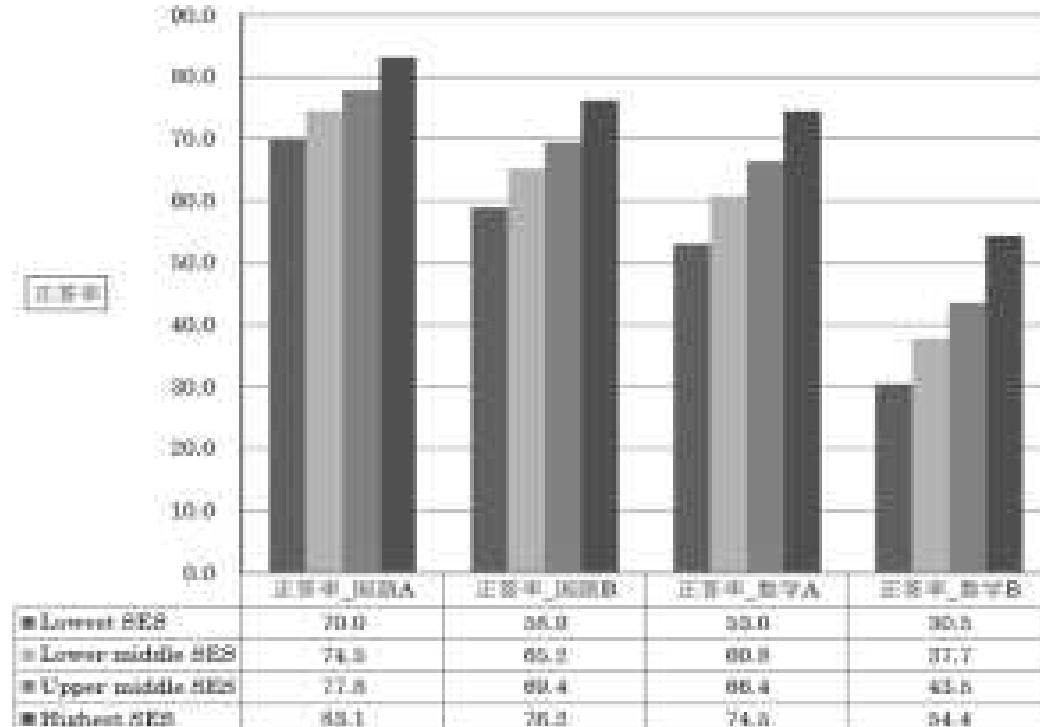
【小6】



注:各グループは社会経済的背景の高い順に並べ、4分割したものである。

最上位1/4をHighest SES(最も高いグループ)、2番目の1/4をUpper middle SES(2番目に高いグループ)、3番目の1/4をLower middle SES(3番目に高いグループ)、4番目の1/4をLowest SES(最も低いグループ)としている。

【中3】

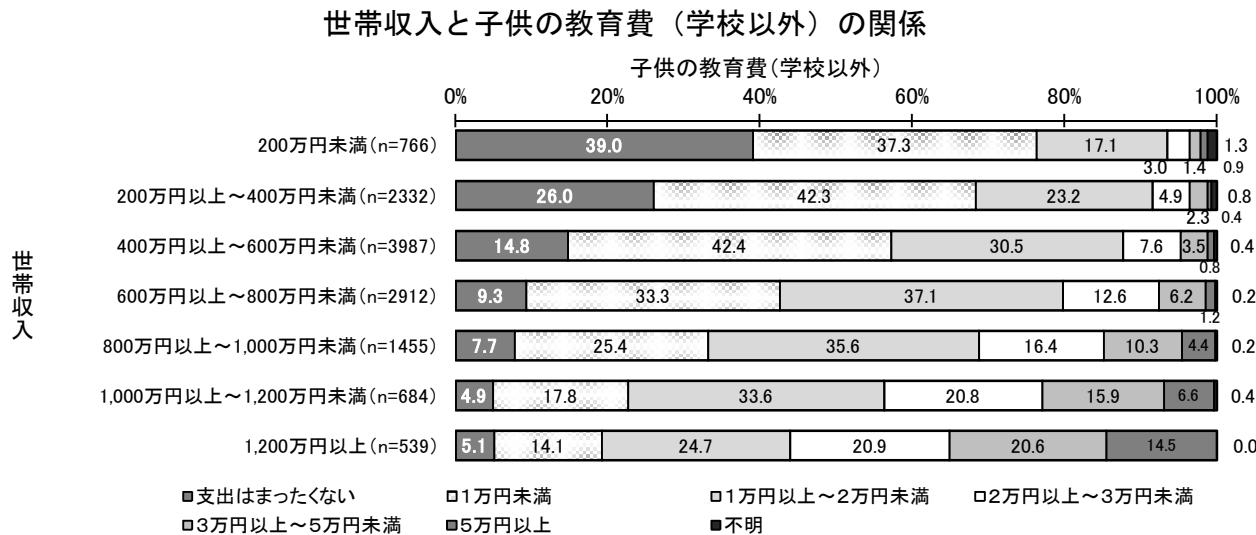


A問題: 主として「知識」を問う問題。身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など
B問題: 主として「活用」を問う問題。知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て、実践し、評価・改善する力など

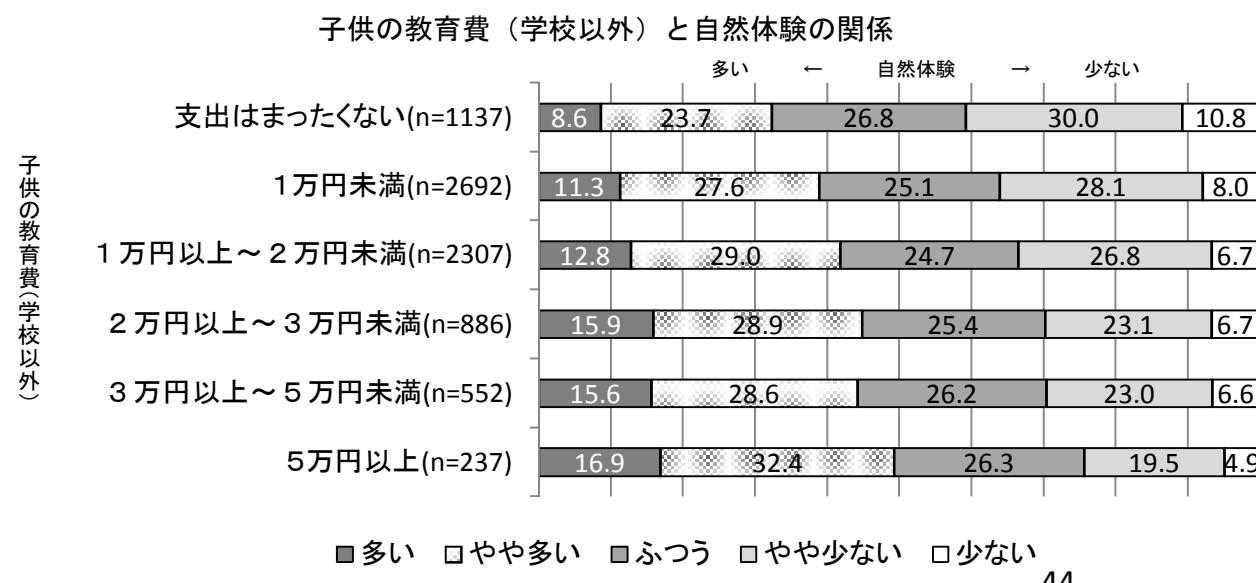
家庭の経済事情による影響(体験)

家庭の経済事情によって、子供の体験活動をしている割合に差が生じている。

○世帯収入が多いほど子供の教育費(学校以外)が高い。



○子供の教育費(学校以外)が高いほど自然体験活動が多い。



「青少年の体験活動等に関する実態調査」
平成26年度調査※

※調査主体・調査実施機関

: (独) 国立青少年教育振興機構(平成28年5月)
調査対象: 全国の公立小学校1年生～6年生の保護者
抽出方法: 全国の都市規模、学校規模に基づき統計的手法を用いて、偏りがないよう対象校を抽出
回答者数: 15,854人

「青少年の体験活動等に関する実態調査」
平成26年度調査※

※調査主体・調査実施機関

: (独) 国立青少年教育振興機構(平成28年5月)
調査対象: 全国の公立小学校4年生～6年生
全国の公立小学校4年生～6年生の保護者
抽出方法: 全国の都市規模、学校規模に基づき統計的手法を用いて、偏りがないよう対象校を抽出
回答者数: 小学校4年生...2,705人(94校)
小学校5年生...2,788人(94校)
小学校6年生...2,726人(96校)
小4保護者...2,692人
小5保護者...2,776人
小6保護者...2,722人

●公立小中学校の通常の学級に在籍している発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は6. 5%。

質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6. 5% (6. 2%~6. 8%)
学習面で著しい困難を示す A：学習面で著しい困難を示す	4. 5% (4. 2%~4. 7%)
行動面で著しい困難を示す B：「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3. 1% (2. 9%~3. 3%)
C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1. 1% (1. 0%~1. 3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1. 6% (1. 5%~1. 7%)
AかつB	1. 5% (1. 3%~1. 6%)
BかつC	0. 7% (0. 6%~0. 8%)
CかつA	0. 5% (0. 5%~0. 6%)
AかつBかつC	0. 4% (0. 3%~0. 5%)

図1 学習面

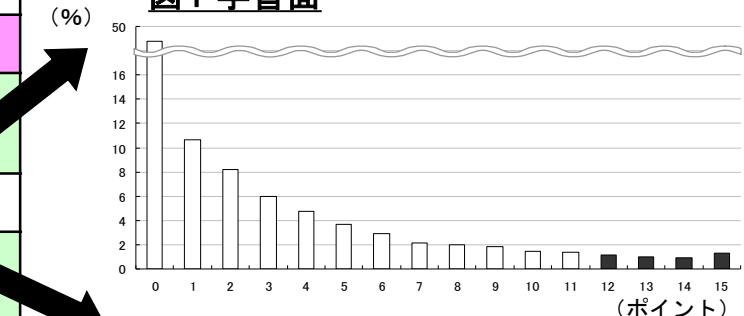


図2 行動面(不注意、多動性-衝動性)

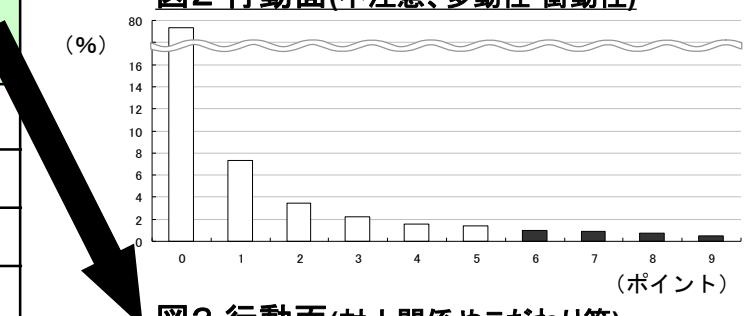
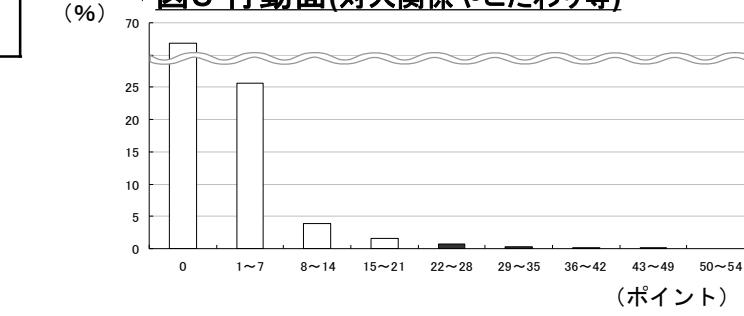


図3 行動面(対人関係やこだわり等)



※調査対象：全国（岩手、宮城、福島の3県を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査（標本児童生徒数：53,882人（小学校：35,892人、中学校：17,990人）、回収率は97%）

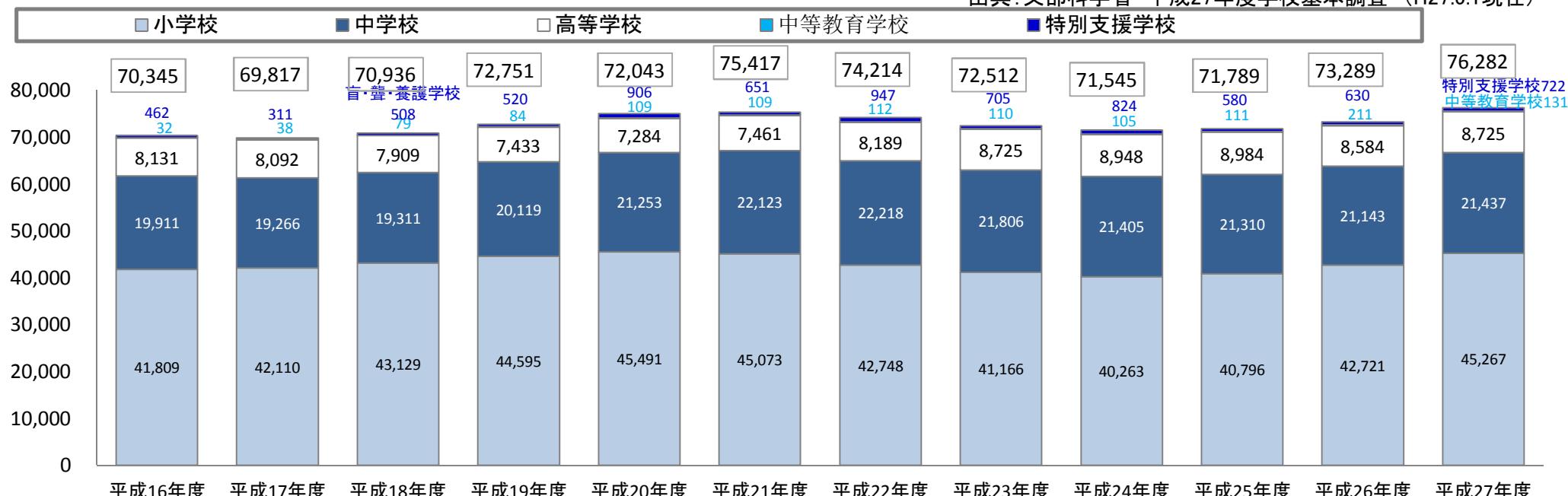
※留意事項：担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

学校に在籍する外国人児童生徒数

公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、近年約7万人で推移

【 公立学校に在籍している外国人児童生徒数 】

出典:文部科学省 平成27年度学校基本調査 (H27.5.1現在)



【 国公私立学校に在籍する外国人児童生徒数 】

出典:文部科学省 平成27年度学校基本調査 (H27.5.1現在)

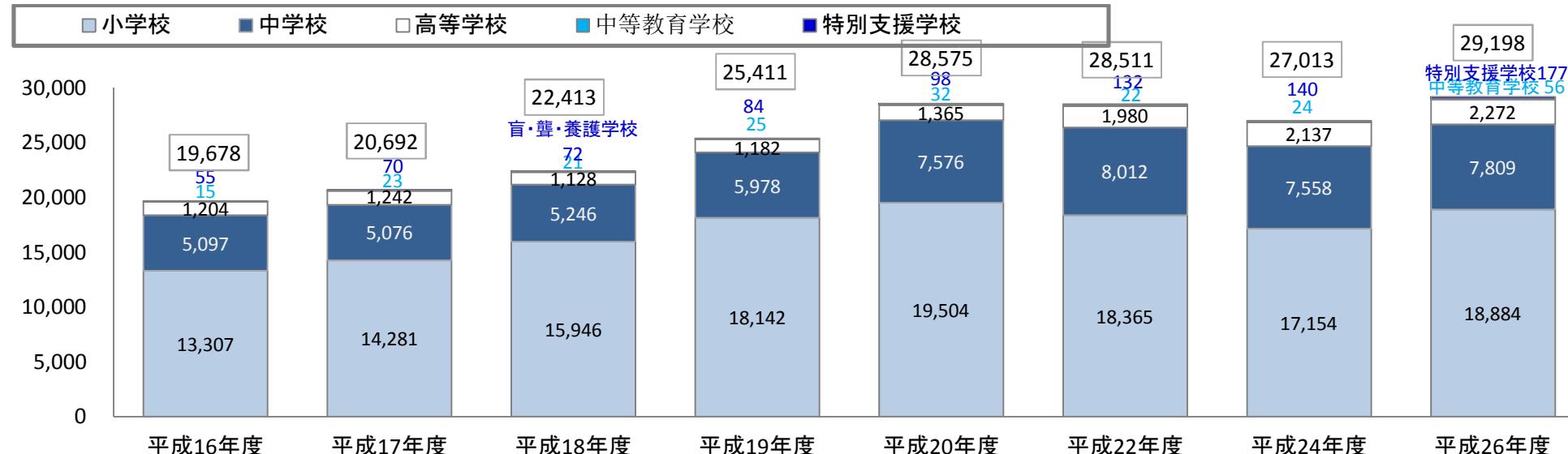
	計	国立	公立	私立
小学校	45,721	39	45,267	415
中学校	22,281	47	21,437	797
高等学校	12,979	30	8,725	4,224
中等教育学校	前期 106	8	73	25
	後期 78	9	58	11
特別支援学校	小学部 276	1	275	0
	中学部 142	1	141	0
	高等部 316	8	306	2
合計	86,189	143	76,282	5,474

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数

① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の4割が日本語指導を必要としており、増加傾向

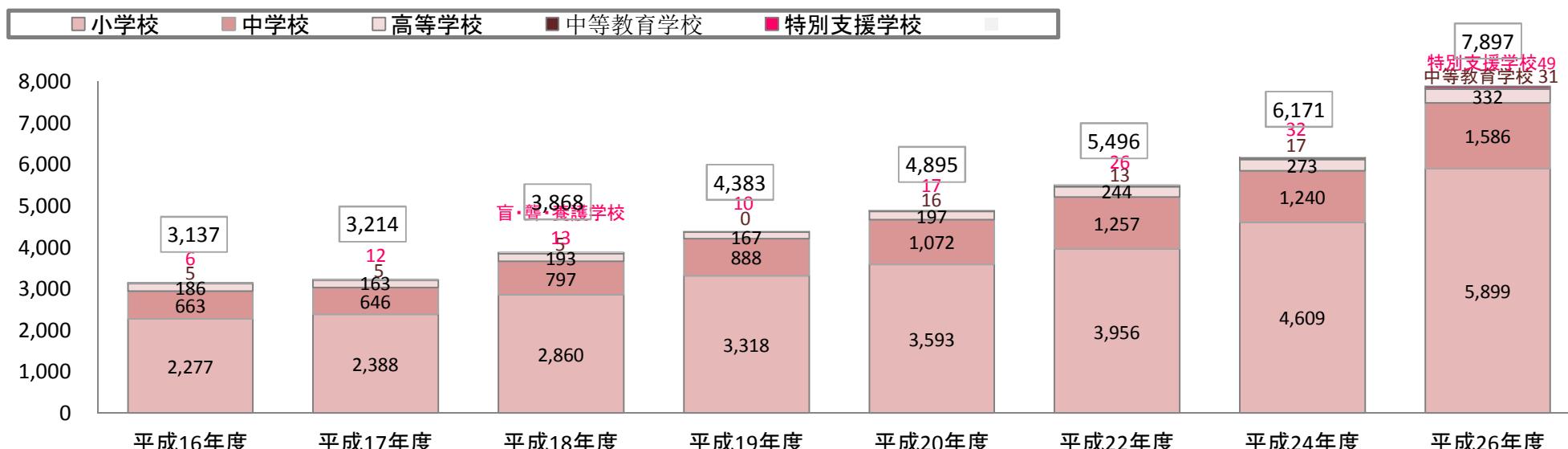
【公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数】

出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成26年度)」



② 日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒が近年急増している

【公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数】

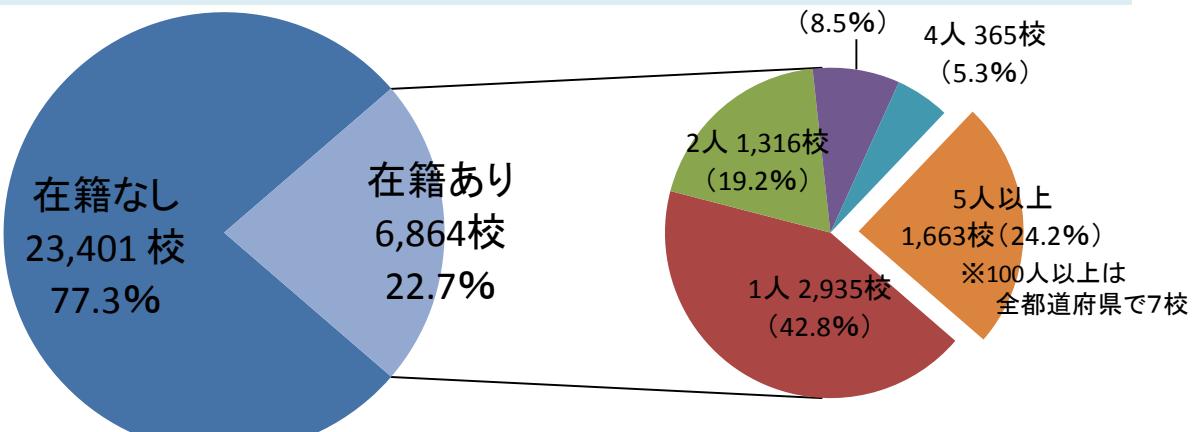


公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状

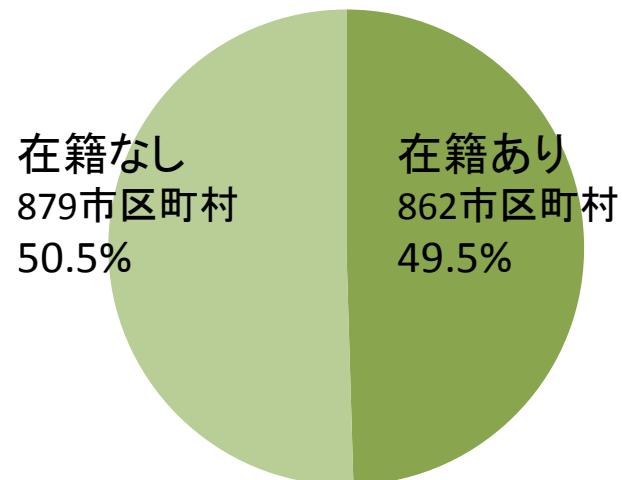
- ① 日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校は、全体の2割。在籍する自治体は約5割に達する。
100人以上在籍する学校がある一方、最も多いのは、1人のみ在籍している学校。
- ② 日本語指導が必要な児童生徒の母語・使用頻度の高い言語は多岐にわたっている。

【日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数・市町村数】

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する公立小・中学校数
(公立小・中学校 30,265校)

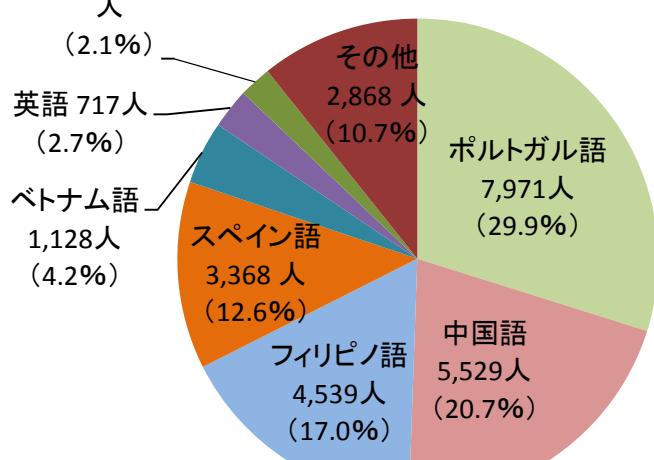


公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



【日本語指導が必要な児童生徒の母語・使用頻度の高い言語】

外国籍児童生徒の母語



日本国籍児童生徒の比較的
使用頻度の高い言語

韓国・朝鮮語 159人 (2.1%)

ベトナム語 88人 (1.2%)

その他 662人 (8.8%)

フィリピン語 2,127人 (28.4%)

スペイン語 308人 (4.1%)

ポルトガル語 384人 (5.1%)

英語 656人 (8.8%)

中国語 1,409人 (18.8%)

日本語 1,692人 (22.6%)

※「その他」の言語
タイ語、ネパール語、
インドネシア語、ヒンディー語
ウルドゥー語、フランス語
ドイツ語、イタリア語
ロシア語、アラビア語 等

各学校における個に応じた指導の実施状況（公立小・中）

個に応じた指導を実施する学校の割合

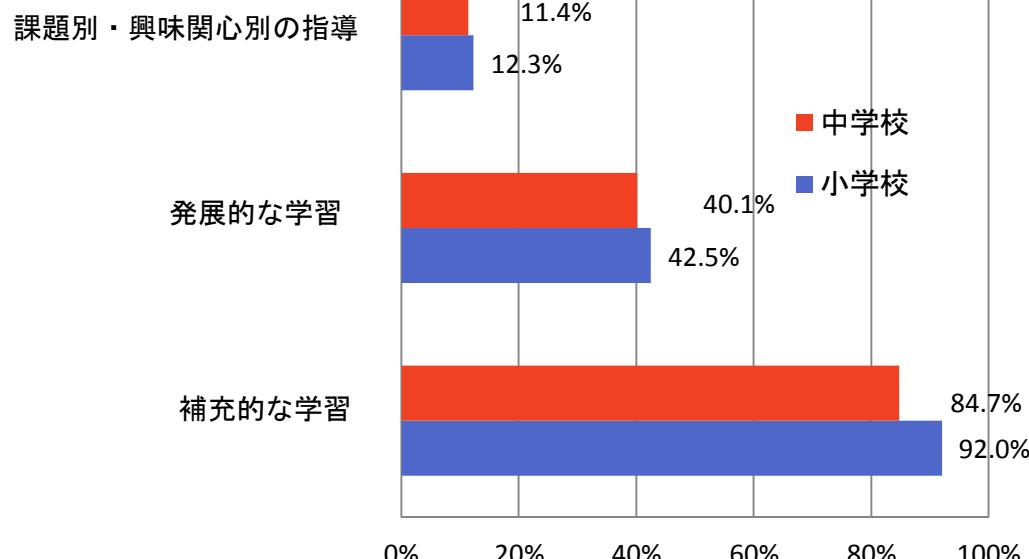
	少人数指導	TT	その他	実施校数
小学校	67.4%	81.0%	58.0%	94.2%
中学校	67.4%	83.3%	50.2%	96.4%

(出典) 文部科学省
「平成27年教育課程の編成・
実施状況調査」

個に応じた指導の実施内容

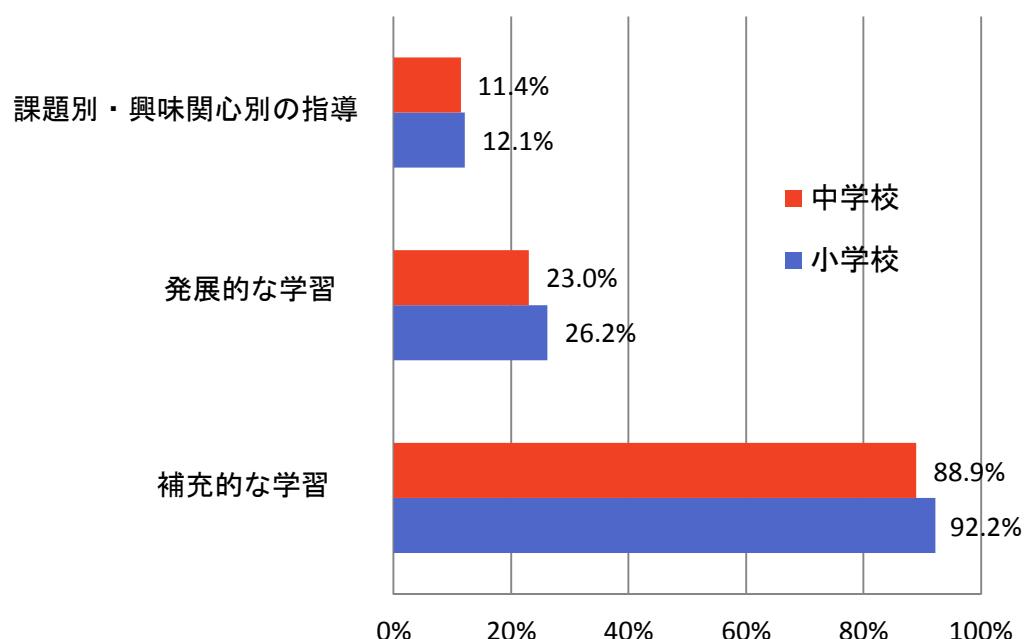
少人数を実施する場合の実施内容

	補充的な学習を取り入れた指導を実施	発展的な学習を取り入れた指導を実施	課題別、興味・関心別の指導を実施	その他
小学校	92.0%	42.5%	12.3%	4.1%
中学校	84.7%	40.1%	11.4%	7.0%



TTを実施する場合の実施内容

	補充的な学習を取り入れた指導を実施	発展的な学習を取り入れた指導を実施	課題別、興味・関心別の指導を実施	その他
小学校	92.2%	26.2%	12.1%	3.5%
中学校	88.9%	23.0%	11.4%	4.8%



各学校における個に応じた指導の実施状況（公立高等学校）

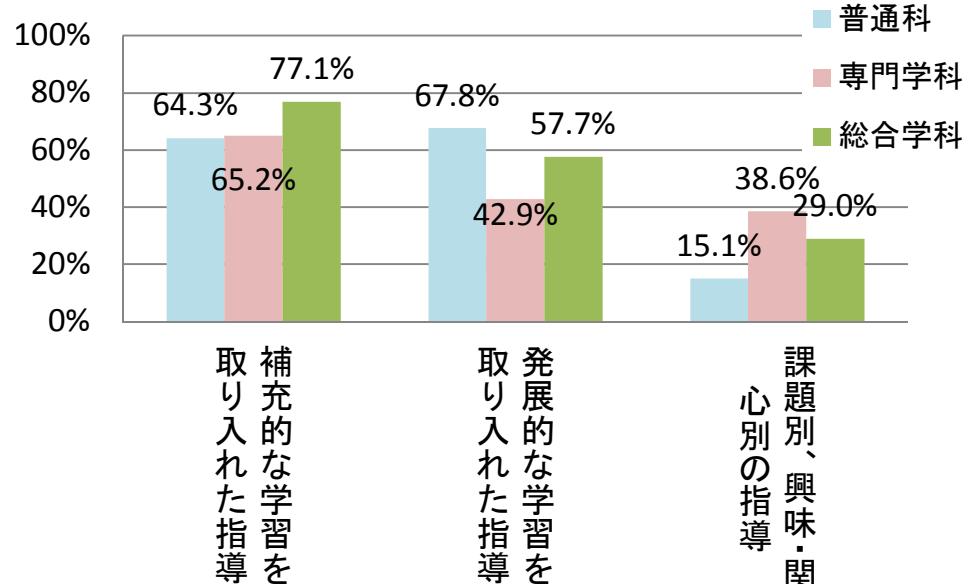
個に応じた指導を実施する学校の割合

		少人数指導	TT	その他	*実施校数
全日制	普通科	92.7%	75.8%	44.4%	97.8%
	専門学科	88.8%	80.1%	42.9%	96.9%
	総合学科	95.8%	89.9%	45.8%	98.4%

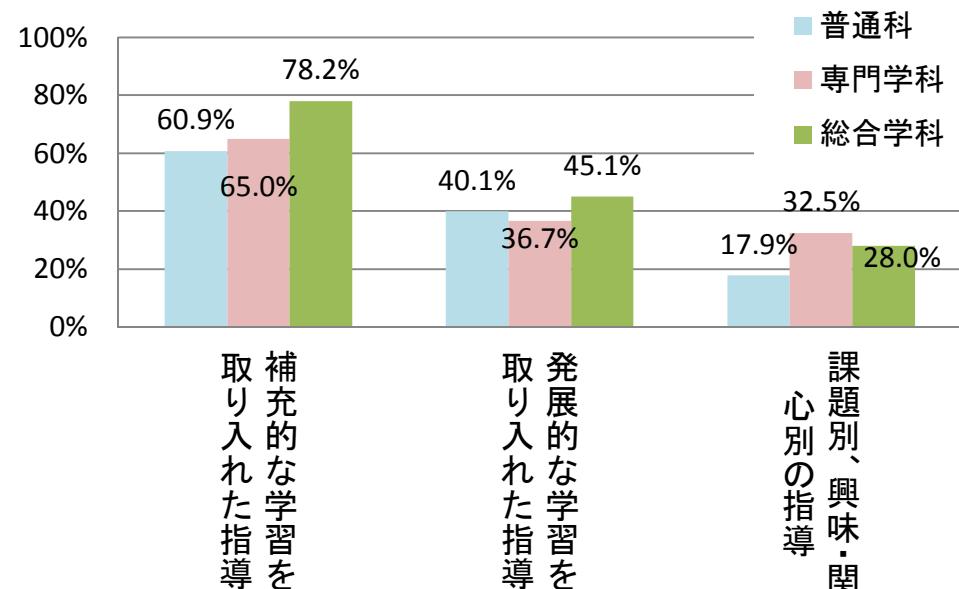
(出典) 文部科学省
「平成27年教育課程の編成・
実施状況調査」

個に応じた指導の実施内容

少人数指導の実施内容(全日制)



TTを実施する場合の内容(全日制)



「情報活用能力調査」について

調査の趣旨

- ①児童生徒の情報活用能力の実態の把握、学習指導の改善
- ②次期学習指導要領改訂の検討のためのデータを収集

出題内容

- ・情報を収集・読み取り・整理・解釈する力
 - ・受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する力
-] コンピュータを使用して調査

児童生徒の情報活用能力に関する傾向

小学生について、整理された情報を読み取ることはできるが複数のウェブページから目的に応じて、特定の情報を見つけ出し、関連付けることに課題がある。

また、情報を整理し、解釈することや受け手の状況に応じて情報発信することに課題がある。

	情報活用能力調査		質問(紙)調査	
	実施の有無	調査方法 (調査時間)	実施の有無	調査方法
児童生徒	○	コンピュータ 小学校(16問／60分) 中学校(16問／68分)	○	コンピュータ
教員	—	—	○	質問紙
学校(校長)	—	—	○	質問紙

調査対象：小学校第5学年(116校 3343人)・中学校第2学年(104校 3338人)

調査時期：平成25年10月から平成26年1月

	調査問題内容	通過率(%)
小学校	整理された複数の発言者の情報の正誤を読み取る問題	62.4
	複数のウェブページから情報を見つけ出し、関連付ける問題	9.7
	一覧表示された複数のカードにある情報を整理・解釈する問題	17.9
	2つのウェブページから共通している複数の情報を整理・解釈する問題	16.3
	プレゼンテーションソフトにて 画像を活用してスライドを作成する問題	33.3

	調査問題内容	通過率(%)
中学校	整理された複数の見学地の情報の共通点を読み取る問題	84.3
	複数のウェブページから情報を見つけ出し、関連付ける問題	43.7
	一覧表示された複数の情報を、提示された条件をもとに整理・解釈する問題	76.4
	複数のウェブページから目的に応じて情報を整理・解釈する問題	12.2
	プレゼンテーションソフトにて文字や画像を活用してスライドを作成する問題	39.1

「情報活用能力調査」について

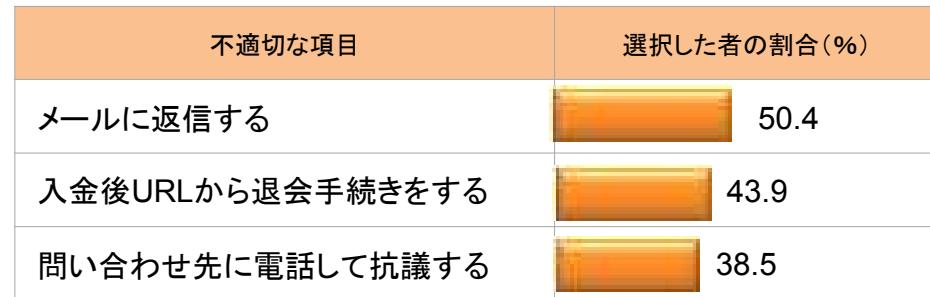
児童生徒の情報活用能力に関する傾向

- ・小学生については、自分に関する個人情報の保護について理解しているが、他人の写真をインターネット上に無断公表するなどの他人の情報の取扱いについての理解に課題がある。
- ・中学生については、不正請求メールの危険性への対処についての理解に課題がある。

図表1-4 小学校 ブログ上での情報発信において
自他の情報の取扱いで問題のある点を選択する問題



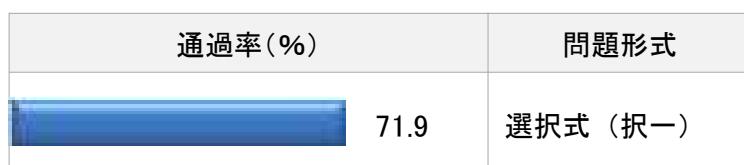
図表1-5 中学校 不正請求メールへの対応で不適切な項目を選択する問題



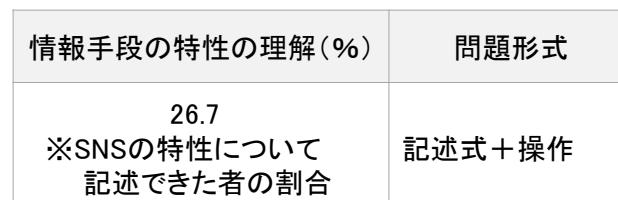
3観点・能力別カテゴリー別傾向(B. 情報の科学的な理解)

- ・小学生については、電子掲示板における情報の伝わり方や広がり方について理解している。
- ・中学生については、SNSの特性についての理解に課題が見られる。また、自動制御に関する情報処理の手順についての理解に課題が見られる。

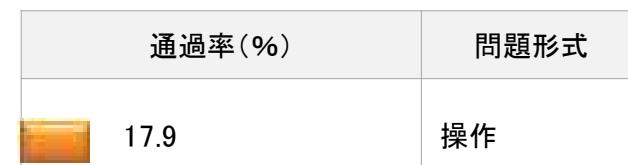
図表1-18 小学校 電子掲示板の特性を選択する問題



図表1-19 中学校 SNSの特性を記述する問題



図表1-20 中学校 処理手順のフローチャートを作成する問題



4. 学習指導要領等の理念を実現するために 必要な方策

「次世代の学校・地域」創生プラン

～中教審3答申の実現に向けて～

平成28年1月25日
文部科学大臣決定

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化
- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実
- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題へ対応

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に経験
- ・教職課程の質向上

教員育成指標

育成指標策定指針 ←都道府県が策定

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長

校長の
リーダーシップの下
学校を運営

教員

- ・学校運営の基本方針
- ・学校運営や教育活動 等

予算の執行管理、情報管理等により
校長のマネジメントを支える
※共同実施により学校の事務を効率化

事務職員

社会に開かれた教育課程

より社会を作るという目標の達成
教育課程で、地域社会とつながる学校

授業等の学習指導
生活指導・保護者対応 等

子供への個別カウンセリング
いじめ被害者の心のケア 等

子供

保護者

保護者

子供

子供へのカウンセリング等に
基づくアドバイス
校内研修の実施 等

困窮家庭への福祉機関の紹介
保護者の就労支援に係る助言 等

教員を
バックアップする
多様なスタッフ

... スクール
カウンセラー

スクール
ソーシャル
ワーカー

地域連携の
中核を担う
教職員

連携・協働

地域コーディネーター

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

要・法改正：社会教育法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール

学校運営
協議会

- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部

保護者・地域住民・企業・N P O等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

「地域学校協働活動」の推進
・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(1／2)

背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現
- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

【研修】

- 教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難
- 自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要
- アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要
- 初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要

【採用】

- 優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要
- 採用選考試験への支援方策が必要
- 採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

【養成】

- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要
- 学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実が必要
- 教職課程の質の保証・向上が必要
- 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

【全般的事項】

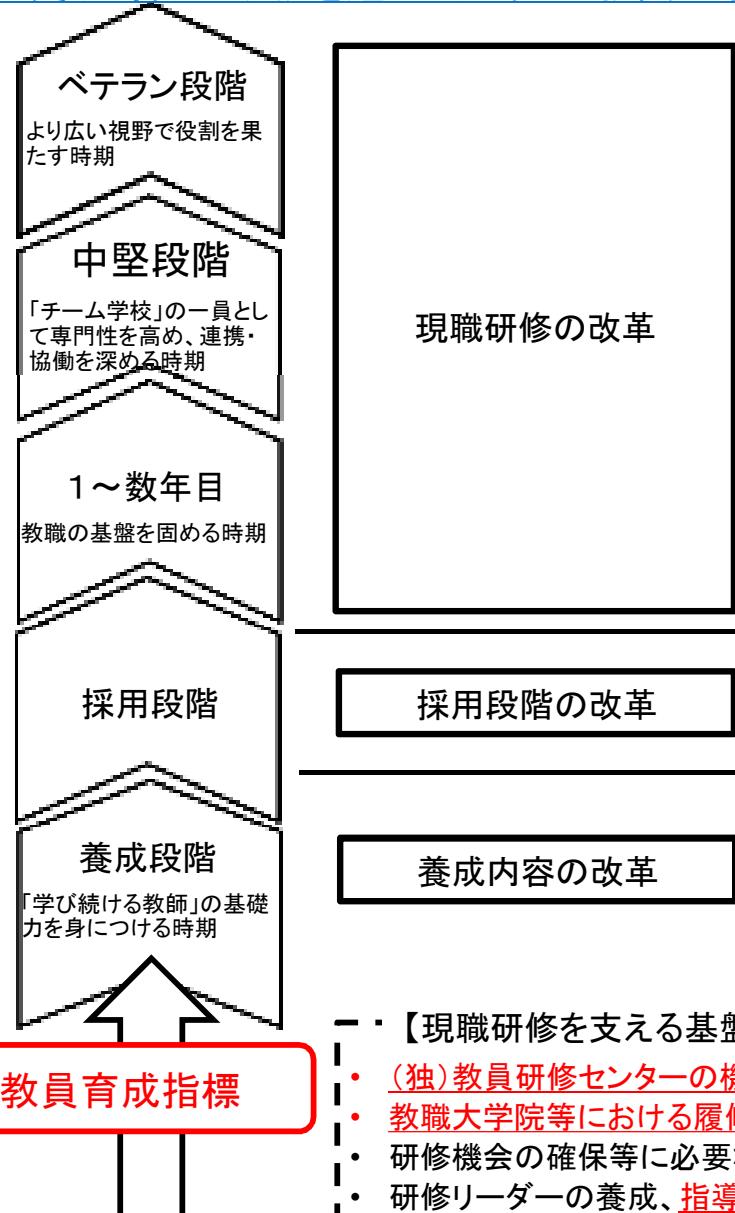
- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

【免許】

- 義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(2/2)

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考え方の下、教員の学びを支援～



【継続的な研修の推進】

- 校内の研修リーダーを中心とした体制作りなど校内研修推進のための支援等の充実
- メンター方式の研修(チーム研修)の推進
- 大学、教職大学院等との連携、教員育成協議会活用の推進
- 新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブラーニングの視点からの授業改善等に対応した研修の推進・支援

【初任研改革】

- 初任研運用方針の見直し(校内研修の重視・校外研修の精選)
- 2、3年目など初任段階の教員への研修との接続の促進

【十年研改革】

- 研修実施時期の弾力化
- 目的・内容の明確化(モジュラリーリーダー育成)

【管理職研修改革】

- 新たな教育課題等に対応したマネジメント力の強化
- 体系的・計画的な管理職の養成・研修システムの構築

- 円滑な入職のための取組(教師塾等の普及)
- 教員採用試験の共同作成に関する検討
- 特別免許状の活用等による多様な人材の確保

- 新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブラーニングの視点からの授業改善等に対応した教員養成への転換
- 学校インターンシップの導入(教職課程への位置付け)
- 教職課程に係る質保証・向上の仕組み(教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進など)の促進
- 「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合など科目区分の大くくり化

【現職研修を支える基盤】

- (独)教員研修センターの機能強化(研修ネットワークの構築、調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点の整備)
- 教職大学院等における履修証明制度の活用等による教員の資質能力の高度化
- 研修機会の確保等に必要な教職員定数の拡充
- 研修リーダーの養成、指導教諭や指導主事の配置の充実

○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- 教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- 教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- グローバル化や新たな教育課題などを踏まえ、国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

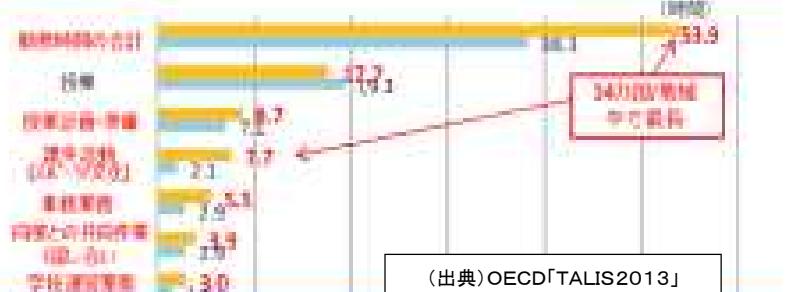
学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

○新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「社会に開かれた教育課程」を実現することが必要。

○そのためには、「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた指導方法の不斷の見直しによる授業改善や「カリキュラム・マネジメント」を通した組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

○いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、学校の抱える課題が複雑化・多様化。

○貧困問題への対応など、学校に求められる役割が拡大。

○課題の複雑化・多様化に伴い、心理や福祉等の専門性が求められている。



(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

○我が国の教員は、学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している。

○我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の専門スタッフの配置が少ない。

○我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

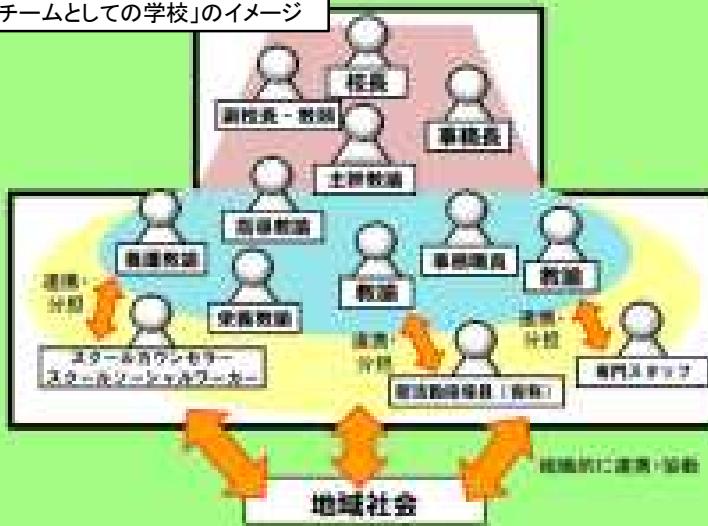
学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子供の成長を支えていく体制を作ることで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようすることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行うことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようになるため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの待遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (H27.12 中央教育審議会答申)のポイント

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

<教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性>

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

<これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿>

地域とともにある学校への転換

- 開かれた学校から一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一緒にとなって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

<これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方>

(コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆ 学校運営協議会の目的として、**学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割**を明確化する必要。
- ◆ **現行の学校運営協議会の機能**（校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見）**は引き続き備えること**とした上で、**教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組み**を検討。
- ◆ 学校運営協議会において、**学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組み**とする必要。
- ◆ 校長のリーダーシップの発揮の観点から、**学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組み**とする必要。
- ◆ 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、**複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組み**とする必要。

(制度的位置付けに関する検討)

- ◆ 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、**コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立**される。
- ◆ このため、**全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき**であり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付け**を検討。

<コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要。
 - 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
 - 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
 - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
 - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
 - 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
 - 幅広い普及・啓発の推進
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

<地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくることが必要。
- ◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進することが必要。
- ◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要。
- ◆地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動（より多くの地域住民の参画）、③持続的な活動の3要素が必須。

地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す



- ◆都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、地域学校協働活動を積極的に推進。国はそれを総合的に支援。
- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）が必要。

<地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆国：全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要。
 - 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
 - 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援
 - 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援 等
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進 等
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実 等

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

- ◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）～基本的な考え方～

現在の学校指導体制

- 教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価される大きな成果。
- 世界トップレベルの学力を維持する一方、根拠・理由を示して自分の考えを述べること等に課題。
- 義務標準法に基づく、主に標準的な授業時数に応じた算定による教職員配置。

+

更なる対応が必要な課題

- グローバル化の進展、人工知能(AI)の飛躍的進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を作り出していくための必要な資質・能力を子供たちに確実に育む学校教育が必要

- 格差の再生産・固定化
- 特別支援教育の対象となる子供の増加への対応、インクルーシブ教育システムの構築
- いじめ、児童生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題の複雑化・多様化
- 外国人児童生徒等の増加

- 過疎化の進行
- 地域社会の支え合いの希薄化
- 家庭の孤立化

次世代の学校

今まで以上に、子供たちに向き合う時間を確保し、質の高い授業や、個に応じた重点的な学習指導によりこれから時代に必要な資質・能力を保障

特別な配慮を必要とする子供たちの自立と社会参加を目指し、多様な子供たち一人一人の状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸長

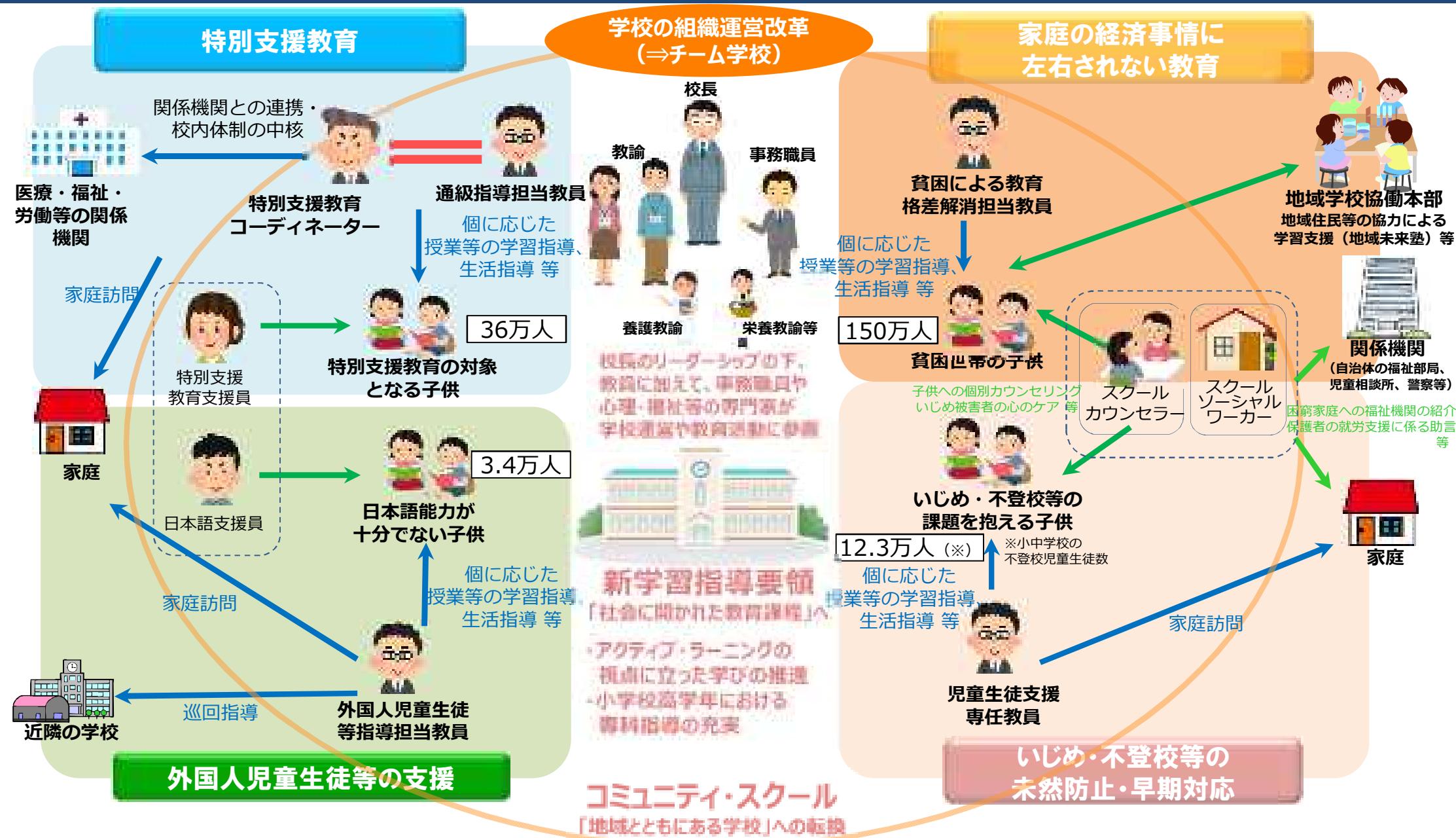
「地域とともにある学校」への転換を図り、学校と地域の連携・協働による社会総がかりの教育を実現



学校指導体制の改善・充実

- 「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の充実
- 「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的数据、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、10年程度を見通した、「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」を策定（「次世代の学校」指導体制実現構想（仮称）、義務標準法の改正）

次世代の学校指導体制の在り方について ~イメージ図~



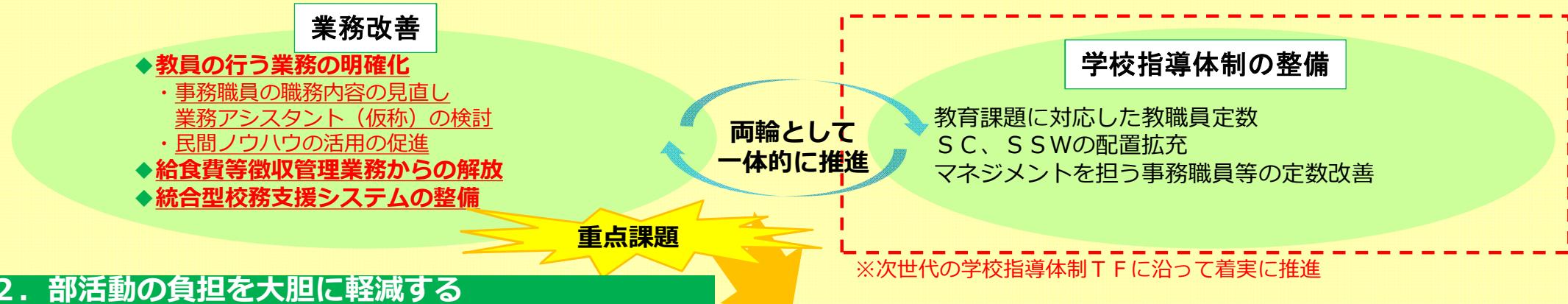
「次世代の学校・地域」創生プランを実現

すべての子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」の実現

- 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員の長時間労働の実態が明らかに。 平成28年6月13日
- これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる「次世代の学校」を実現するため、教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境へ。
- 教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保するための改善方策を提案。

1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進業務改善と学校指導体制の整備を、両輪として一体的に推進



2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進

- ◆毎年度の調査*を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握し改善を徹底
- ◆総合的な実態調査、スポーツ医学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究
- ◆運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定
- ◆中体連等の大会規定の見直し
- ◆部活動指導員（仮称）の制度化・配置促進等

*全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、働き方そのものの価値観の転換が必要

国、教育委員会、学校のパッケージの取組（明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援）により、実効性を確保

長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ◆勤務時間管理の適正化（G P発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施）
- ◆教員の意識改革（（独）教員研修センターの管理職等研修の見直し）
- ◆メンタルヘルス対策の推進



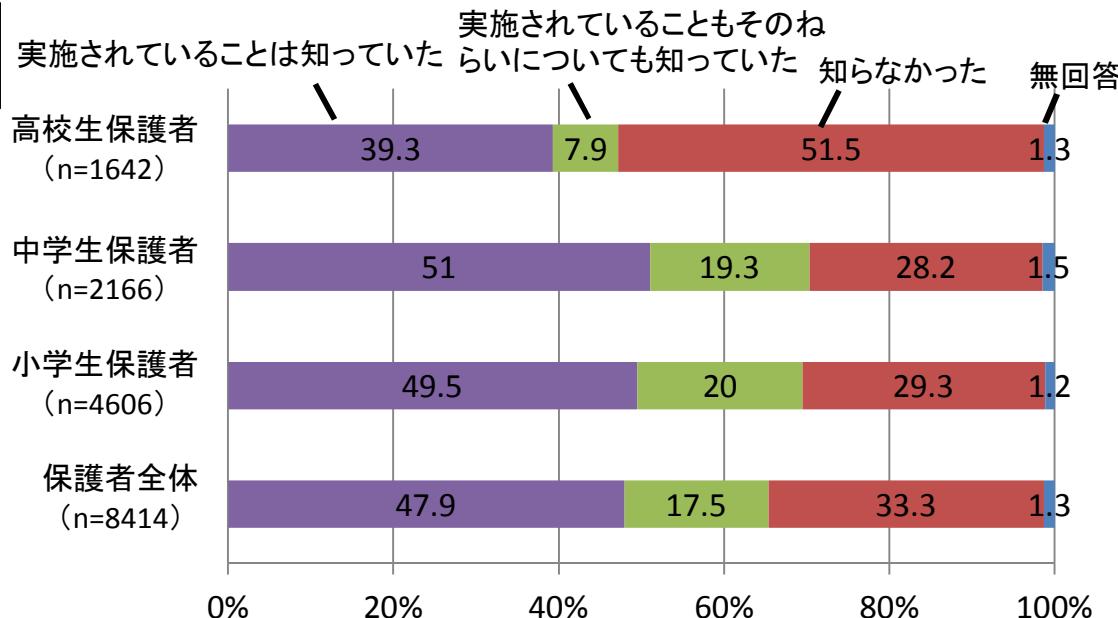
明確な目標の設定・周知、学校サポート、フォローアップを行い、学校組織全体としての業務改善のP D C Aサイクルの確立を促進

4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

63 ◆省内に「学校環境改善対策室」（仮称）を設置、業務改善アドバイザーを配置し自治体等に派遣

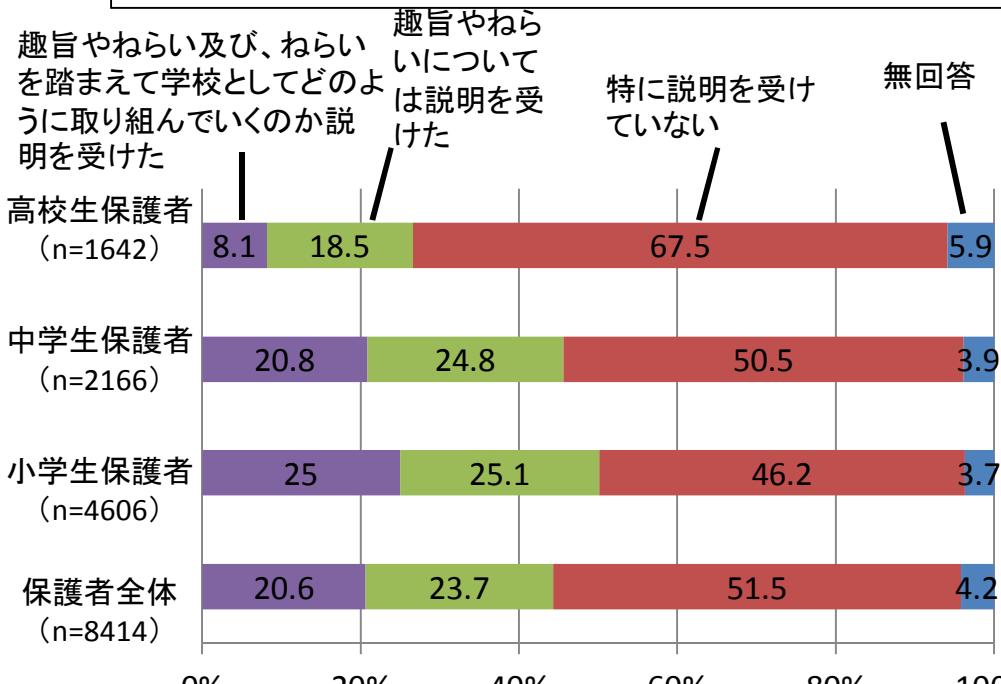
周知・広報の必要性

新しい学習指導要領の認知(保護者)

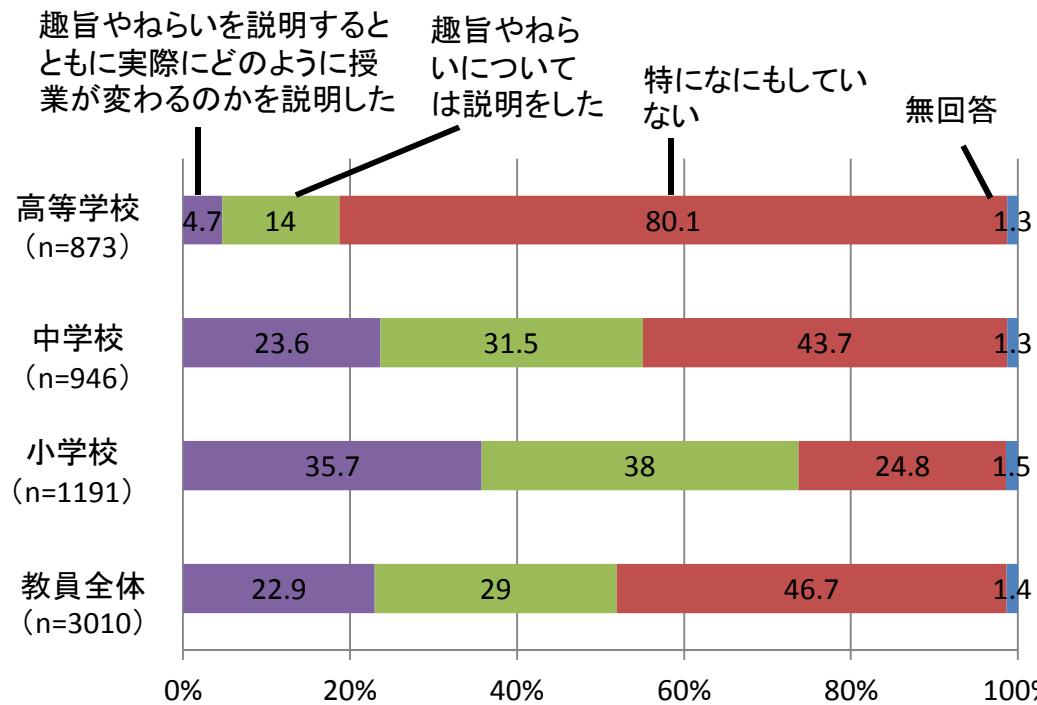


(出典)学校教育に関する意識調査(小・中学校平成15年6月、高等学校平成16年2月実施)

新しい学習指導要領についての説明を受けたか(保護者)



新しい学習指導要領についての説明を行ったか(教員)



次期学習指導要領改訂に向けて



最近よく「アクティブ・ラーニング」っていう言葉が出てるけど…。グループでの話し合いはいつもやってます！何か新しい手法なの？

「カリキュラム・マネジメント」…。マネジメントするのは管理職でしょ。



その疑問に
お答えします！

- 教育課程特別部会における論点整理について(報告)

論点整理

検索

- 次期学習指導要領改訂へ向けた解説動画
【文部科学省動画チャンネル】

学習指導要領改訂 解説動画

検索

社会に開かれた
教育課程

実現すべき
教員一體の
意識化

アクティブ・
ラーニング
の視点から
の学習・活
用方法の
改善



私たちが社会で活躍する2030年頃の
社会ってどうなっているんだろう？

- 人工知能の進化やグローバル化など、社会の変化が加速度的となり、未来を予測することが困難な時代です。
- 社会がどのように変化しても、多様な人々とのつながりを保ちながら自らの人生を切り拓き、新たな価値を生み出しながら持続可能な社会を創造していくことが重要になります。

学校教育の役割
とは？

「論点整理」では、新しい学習指導要領が目指すべき姿を示しています。「社会に開かれた教育課程」の理念の実現へ向けて、「カリキュラム・マネジメント」の充実など、今からでも実施できることについてはぜひ取り組んでいきましょう。